

平成30年第2回藍住町議会定例会会議録（第1日）

平成30年6月5日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂に招集された。

1 出席議員

1 番議員	喜田 修	9 番議員	小川 幸英
2 番議員	古川 義夫	10 番議員	林 茂
3 番議員	安藝 広志	12 番議員	平石 賢治
4 番議員	鳥海 典昭	13 番議員	森 志郎
5 番議員	矢部 幸一	14 番議員	佐野 慶一
6 番議員	徳元 敏行	15 番議員	永濱 茂樹
7 番議員	西岡 恵子	16 番議員	森 彪
8 番議員	西川 良夫		

2 欠席議員

11 番議員 奥村 晴明

3 議会事務局出席者

議会事務局長 大塚 浩三                      局長補佐 山瀬 佳美

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	奥田 浩志
副町長	加藤 弘道
教育長	青木 秀明
教育次長	森 伸二
会計管理者	森 美津子
総務課長	梯 達司
福祉課長	高田 俊男
企画政策課長	斉藤 秀樹
税務課長	藤本 伸

健康推進課長	佐野 正洋
社会教育課長	近藤 孝公
住民課長	賀治 達也
生活環境課長	東條 芳重
建設課長	高木 律生
経済産業課長	近藤 政春
上下水道課長	森 隆幸
保健センター所長	高田 和子

## 5 議事日程

### (1) 議事日程 (第1号)

- |    |            |                                |
|----|------------|--------------------------------|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 |                                |
| 第2 | 会期の決定      |                                |
| 第3 | 発議第11号     | 藍住町総合文化ホール特別委員会委員の辞任           |
| 第4 | 発議第12号     | 藍住町総合文化ホール特別委員会委員の選任           |
| 第5 | 報告第2号      | 平成29年度藍住町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 第6 | 報告第3号      | 平成29年度藍住町一般会計継続費繰越計算書の報告について   |
| 第7 | 報告第4号      | 藍住町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について   |

平成30年藍住町議会第2回定例会会議録

6月5日

---

午前10時4分開会

○議長（森彪君） おはようございます。青々とした田園風景が見られ、入梅を迎える季節となりました。

本日は、平成30年第2回藍住町議会定例会に、御出席をくださいます。ありがとうございます。

さて、クールビズ期間については、本会議においても節電に努めるとともに、藍の文化を発信していくということで藍染めシャツ着用となっておりますので御了承ください。

ただいまから、平成30年第2回藍住町議会定例会を開会します。

---

○議長（森彪君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

---

○議長（森彪君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。本会期の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、1番議員、喜田修君及び2番議員、古川義夫君を指名します。

---

○議長（森彪君） 日程第2、「会期の決定について」を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月19日までの15日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月19日までの15日間に決定しました。

---

● 10番議員（林茂君） 議長。

○議長（森彪君） 林茂君。

● 10番議員（林茂君） 奥村清明議員に対する再度、議員辞職勧告動議を提出いたします。

〔林茂議員、動議を議長に提出する〕

○議長（森彪君） ただいま、奥村清明議員に対する再度、議員辞職勧告動議が提出をされましたので、小休いたしまして、議会運営委員会の開催をお願いいたします。議会運営委員会で協議をお願いします。

午前10時10分小休

---

〔小休中に議会運営委員会を開催〕

---

午前10時40分再開

○議長（森彪君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

動議については、最終日に議決をするということで、議会運営委員会で決定しましたので、報告をしておきます。

日程第3、発議第11号「藍住町総合文化ホール特別委員会委員の辞任」を議題とします。

本案は、私の一身上に関するものであり、地方自治法117条の議長及び議員の除斥に該当いたしますので、私は退席をさせていただきます。この件は、永瀆副議長にお願いをいたします。

〔森彪議長退場〕

○副議長（永瀆茂樹君） ただいま、議長が退場されましたので、私が議長の職務を行います。御協力よろしくをお願いいたします。

日程第3、発議第11号「藍住町総合文化ホール特別委員会委員の辞任」を議題とします。事務局長に議案を朗読させます。

◎議会事務局長（大塚浩三君） （議案を朗読する）

○副議長（永瀆茂樹君） お諮りします。本件は、森彪君の申出のとおり、藍住町総合文化ホール特別委員会委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（永瀆茂樹君） 異議なしと認めます。

したがって、森彪君の藍住町総合文化ホール特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

森彪君の入場を許します。

〔森彪議長入場〕

〔永瀆副議長、自席へ戻る〕

---

○議長（森彪君） 日程第4、発議第12号「藍住町総合文化ホール特別委員会委員の選任」を行います。事務局長に議案を朗読させます。

◎議会事務局長（大塚浩三君） （議案を朗読する）

○議長（森彪君） お諮りします。藍住町総合文化ホール特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、奥村晴明君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〔森志郎議員、「林議員、異議ないんで、異議ないんで。」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

したがって、藍住町総合文化ホール特別委員会委員の選任につきましては、奥村晴明君を選任することに決定しました。

〔森志郎議員、「おかしいでないか。異議、言うたらええんでないか。」の声あり〕

---

○議長（森彪君） 日程第5、報告第2号「平成29年度藍住町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」から、日程第7、報告第4号、「藍住町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について」を議題とします。

本案について、報告を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） おはようございます。梅雨に入り町内でも田植えが行われ、緑の水田風景が広がるようになってまいりました。本日、平成30年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

議長から、報告案件の説明を求められたところではありますが、説明に先立ち、行政報告を申し上げ、一層の御理解を賜っておきたいと存じます。

最初に、(仮称) 藍住町総合文化ホール・公共施設複合化事業につきまして、御報告申し上げます。藍住町総合文化ホール新築工事は、予定どおり平成31年3月29日の竣工に向けて進捗しております。また、現在、緑地広場及び駐車場整備に向けて、設計業務に着手しているところです。

藍住町総合文化ホールは、文化芸術面から町の更なる発展を促す重要な施設となりますので、管理運営計画の策定にも力を注いでいるところです。引き続き御支援を賜りますようお願い申し上げます。

次に、勝瑞城館跡整備事業についてですが、昨年度末をもって第Ⅰ期整備が完了しました。整備した広大な芝生広場については、地元の方々の憩いの場として毎日多くの方が訪れており、また、先日は、あいずみスマイリーマルシェが開催されるなど、有意義に活用がなされているところであります。引き続き、第Ⅱ期整備の工事も進めてまいります。

また、追加指定を受け、公有化が完了した勝瑞城跡南側の県道松茂吉野線沿いのテナント跡地について、広場空間として整備し、ベンチや説明板の設置の計画を進めているところであります。併せて、勝瑞城跡の樹木の剪定や濠の清掃を行い、景観、環境の整備を進めてまいりたいと考えております。

日本遺産については、今回全国各地から76件の申請があり、13件が認定されました。日本遺産認定を目指していた阿波藍のストーリーについては、残念ながら、今回も認定から漏れることとなってしまいましたが、今後も引き続き、関係市町と連携して、日本遺産認定を目指し、粘り強く、取組を続けていきたいと考えております。

次に、観光交流資源魅力化プロジェクトの取組について申し上げます。今年度、3回目の開催となる、藍染めファッションショー「インディゴコレクション2018」は、10月21日に開催予定であり、5月22日から参加者の応募を開始しております。今回は、テーマを今までの「藍の魅力再発見！」から、「藍の魅力向上！」としデザイナー部門の新設や、ゆめタウン徳島でのプチファッションショー、本番での人気投票など、衣装のレベルアップや参加者のやる気を引き上げる企画を考えております。

昨年度から開催している、ハンドメイド作家を講師とした、藍の館でのワークショップを今年度も開催しております。町内外から年齢層を問わず幅広い方々が参加され、中には藍の館に初めて来たという方もおり、来館するきっかけづくりになっ

ております。

町内での藍作の実現につきまして、5月31日まで地域おこし協力隊の隊員を募集しました。定員の3名以上の応募があり、今後、面接の上、委嘱することとしております。

隊員には、葉藍の栽培から菜に加工するまでの農業協力活動や、藍の館で藍染め技術研修を行い、将来的には藍の館での菜づくりの担い手に、また、藍に携わる作家や事業者として自立できる人材を育成したいと考えております。

次に、水道事業についてであります。平成29年度は、老朽化が進行していた第二浄水場自家発電設備の更新や、石綿管が残っている箇所への配水管布設替工事を実施いたしました。これと並行して、安定的に事業を継続していくための中長期的な計画として、経営戦略を策定いたしました。経営戦略の内容については、この後、議会全員協議会で説明させていただき予定としておりますが、今後はこの経営戦略に基づき、計画的に施設更新を実施し、健全な水道事業経営に努めてまいりたいと考えております。

次に、「健康ウォーキングポイント事業」について申し上げます。介護予防事業として、急激な高齢化が進む中、ウォーキングを日常の習慣にして健康づくりと筋力アップを図ることで、健康寿命を延ばし、生き生きと幸せな生活を送っていただくために、65歳以上で要介護認定を受けていない高齢者の皆さんに対して、6月からゆめタウン徳島と連携して「健康ウォーキングポイント事業」を開始しました。

この事業は、ゆめタウン徳島店内で一定以上の歩数をウォーキングした場合にポイントを付与し、ポイントを貯めることで、ゆめタウン商品券と交換できるというもので、天気や気温に関係なくウォーキングができ、楽しみながら健康づくりが継続できる事業です。6月1日現在、238名の方の申込みがあり、その方たちがゆめタウン徳島内で健康ウォーキングを行っております。

また、この事業において、85名の方については、徳島文理大学と連携し、運動習慣がいかにより健康増進に寄与するかの効果についての判定及び分析を行います。

さらに、今後は分析結果をもとに介護予防を充実し、給付費抑制につながることも、健康づくり対策につながるような事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、南海トラフを震源とする地震が発生したとの想定により、6月3日に町民一斉避難訓練を実施しました。住民の皆さんや関係者を合わせて、1,139名に御参加いただき、避難所までの避難経路や危険箇所、また、所要時間の把握を確認

しながら指定避難所へ向かっていただきました。避難所では、防災設備の説明を受け、避難所に備蓄している簡易トイレの組立てや発電機の使い方を実際に体験していただきました。

秋には、町民体育館での実施を予定しており、また、11月には津波浸水想定区域のある藍住東小学校で、保護者と児童による津波避難訓練も実施したいと考えております。

こうした訓練を重ねる中、多くの皆さんの参加を頂き、防災意識の高揚、防災啓発に努めてまいります。

また、災害情報伝達手段の多重化として、4月より住民向けの登録制メール配信システム「藍メール」の運用を開始しております。

防災行政無線の放送内容や避難所の開設状況、防災訓練の開催のお知らせ、防災広報誌のデータなど、多様な防災情報をお届けすることが可能となりました。

また、「藍メール」ではイベントや募集など、行政全般、その他関係情報を希望者に配信できる機能を設けています。今後も、広報を重ね、登録者数の増加を図りたいと考えております。

次に、給食業務の民間委託について申し上げます。町施設の給食業務については、これまでに保護者の皆様を始め、関係者の方々の御理解を頂きながら、藍寿苑、中学校、保育所において民間委託を実施し、サービス水準を確保し、一定の行財政改革の成果を得てまいりました。小学校及び幼稚園につきましても、平成31年度から民間委託を実施できるよう、諸準備を進めてまいりたいと考えております。

議長並びに総務文教常任委員長におかれましては、審議会の御参画、御助言を賜りまして、適切に対応してまいりますので、御理解、御協力をお願い申し上げます。

以上、6月定例会の冒頭に当たり、行政の報告とさせていただきます。

今議会では、報告案件のみとなっております、「平成29年度藍住町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」及び「平成29年度藍住町一般会計継続費繰越計算書の報告について」繰越額が確定しましたので報告をさせていただきます。また、「藍住町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について」も御報告をさせていただきます。後ほど、ごらんいただきまして、御理解を賜りたいと存じます。どうかよろしく願いいたします。

---

○議長（森彪君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。



● 14番議員（佐野慶一君） 議長。

○議長（森彪君） 佐野慶一君。

● 14番議員（佐野慶一君） 先ほどの林議員の奥村議員に対する辞職勧告の件やけど、先ほど、文化ホール特別委員の指名がありました。奥村議員のね。これ、さっきも議員の中から林議員どうなんというような、異議がなかったけど、この議会に辞職勧告が出とるのに、こっちは異議なしで可決しとるということで、これ、ひょっとして、林議員、気持ちが変わって、最終日に取下げるっていうのではないのかなと思うんやけど、ちょっと、確認してもらえますか。

○議長（森彪君） 林茂君、どうですか。

● 10番議員（林茂君） 取下げはしません。取下げません。

〔森志郎議員、「おかしいでないか。」の声あり〕

○議長（森彪君） 佐野慶一君。

● 14番議員（佐野慶一君） 一貫性がないんやけども、これって。

〔森志郎議員、「動議まで出したんだろ。あなた。」の声あり〕

〔喜田議員、「辞めとらんのに仕方がないだろ。」の声あり〕

〔小川議員、「それは仕方がないん違うん。辞めとったら、それは異議はあるだろうけど。」の声あり〕

● 14番議員（佐野慶一君） いやいや、この議会に出ておるんですよ。先に出すっていうのと違うのですよ。ここで指名して、この議会で諮って、一つの議会でおかしくないんかなと。

〔喜田議員、「辞めとらんかったら、通用するでないか。」の声あり〕

○議長（森彪君） もうありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森彪君） 議案調査のため6月6日から6月12日までの7日間、休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

したがって、6月6日から6月12日までの7日間、休会とすることに決定しました。なお、次回本会議は、6月13日午前10時、本議場において再開いたしますので、御出席をお願いいたします。本日は、これをもって散会といたします。

午前10時59分散会

平成30年第2回藍住町議会定例会会議録（第2日）

平成30年6月13日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	喜田 修	9 番議員	小川 幸英
2 番議員	古川 義夫	10 番議員	林 茂
3 番議員	安藝 広志	11 番議員	奥村 晴明
4 番議員	鳥海 典昭	12 番議員	平石 賢治
5 番議員	矢部 幸一	13 番議員	森 志郎
6 番議員	徳元 敏行	14 番議員	佐野 慶一
7 番議員	西岡 恵子	15 番議員	永濱 茂樹
8 番議員	西川 良夫	16 番議員	森 彪

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 大塚 浩三                      局長補佐 山瀬 佳美

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	奥田 浩志
副町長	加藤 弘道
教育長	青木 秀明
教育次長	森 伸二
会計管理者	森 美津子
総務課長	梯 達司
福祉課長	高田 俊男
企画政策課長	斉藤 秀樹
税務課長	藤本 伸

健康推進課長	佐野 正洋
社会教育課長	近藤 孝公
住民課長	賀治 達也
生活環境課長	東條 芳重
建設課長	高木 律生
経済産業課長	近藤 政春
上下水道課長	森 隆幸
保健センター所長	高田 和子

## 5 議事日程

### 議事日程（第2号）

#### 第1 一般質問

6 番議員 徳元 敏行

7 番議員 西岡 恵子

5 番議員 矢部 幸一

9 番議員 小川 幸英

8 番議員 西川 良夫

10 番議員 林 茂

平成30年藍住町議会第2回定例会会議録

6月13日

午前10時開議

○議長（森彪君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（森彪君） 日程第1、「一般質問」を行います。一般質問の通告がありましたのは6名であり、これより既定の順序によりまして一般質問を許可いたします。  
また、あらかじめお願いをしておきます。質問時間は1時間となっております。  
質問者は通告内容に基づき、質問の趣旨を明確にして質問してください。理事者は、質問内容に的確に答弁をするようお願いいたします。

今回の定例会から、質問方式を一問一答方式に変えております。議論が深まることを期待いたします。

○議長（森彪君） それでは、まず初めに6番議員、徳元敏行君の一般質問を許可いたします。

徳元敏行君。

〔6番 徳元敏行君登壇〕

●6番議員（徳元敏行君） 議長の許可を頂きましたので、一般質問を行います。

今回から質問形式が変わりまして、1番目の質問者ということで、多少不手際もあると思いますが、その点は、よろしく願いいたします。

まず、高齢者の交通弱者の通院、買物に対する支援策についてお伺いします。過去2回ほど、質問させていただきました。回答においては、全く無回答という状態でありました。

昨年、高橋町長が就任されました。就任後の発言で、高齢者の交通対策を十分検討しますという発言がありましたので、現在6か月程過ぎておりますけど、この交通対策について、進捗度はどういうふうになっておりますか。検討会とか、研究会は開催されたのでしょうか。お伺いします。

○議長（森彪君） 梯総務課長。

〔総務課長 梯達司君登壇〕

◎総務課長（梯達司君） 徳元議員さんの高齢者の交通弱者に対する支援策の進捗

状況について答弁させていただきます。

地域公共交通対策について、通勤・通学・買い物・通院などに公共交通機関は不可欠であります。生活路線である路線バスの維持のため、現在もバス事業者へ町から追加補助を行っております。

高齢化の進展、また、高齢者の事故や運転免許証の返納といった中、移動手段が制約される、あるいは、移動手段がないといったことから、高齢者を始め交通弱者の移動手段の確保が課題となっております。

こうしたことから、藍住町第5次総合計画において、地域公共交通対策の充実の施策項目で、「事業者と協力しながら通勤・通学・買い物・通院に不可欠な公共交通の確保に努め、町内を循環するバスや、デマンド方式のバスなど、多様な公共交通システムについて研究を進める」こととされております。

一方、県におきましては、公共交通網の整備に向け、有識者からなる、ビジョン策定委員会を策定し、次世代地域公共交通ビジョン等を策定する予定であるとのことであり、市町村はそのビジョンに沿い、地域の実情に応じ、地域公共交通網形成計画等について、連携して取り組むこととされております。この計画には、高齢者の交通弱者に対する支援策も含まれておりますので、今後、計画策定に向け調査研究を実施してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 徳元敏行君。

〔6番 徳元敏行君登壇〕

●6番議員（徳元敏行君） 今の答弁を聞きますと、県の対策の要綱が出てから町の対策の研究、検討に入るということでありますけど、いつ頃の県の発表で、町としては、いつ頃に、実施可能な目標というようなものはあるのですか。

○議長（森彪君） 梯総務課長。

〔総務課長 梯達司君登壇〕

◎総務課長（梯達司君） 先ほどの再問についてですが、今まで県全体での交通計画はありませんでした。

県の次世代地域公共交通ビジョンの性格については、市町村が策定する地域公共交通網形成計画の羅針盤となるもの、多様な主体が連携した持続可能な地域公共交通ネットワークを構築できるよう地域公共交通の再構築の方向性を示すものとされており、策定予定は、平成31年夏頃と聞いておりますので、その時期と合わせて調査研究に当たり早期に計画策定したいと考えております。

○議長（森彪君） 徳元敏行君。

〔6番 徳元敏行君登壇〕

●6番議員（徳元敏行君） 平成31年に県の方針が固まる。その間も町として、独自の調査、研究を行うという理解でよろしいですか。最終実施の目標が平成32年度という理解でよろしいでしょうか。

○議長（森彪君） 梯総務課長。

〔総務課長 梯達司君登壇〕

◎総務課長（梯達司君） 平成31年の春に県のほうから案が出てきますので、それに基づきまして実施をしたいと思いますが、それ以前に、県と会議の開催がございまして、随時協議を進めていきたいと考えております。最終年度につきましては、現在のところ未定でございます。御了承いただきたいと思います。

○議長（森彪君） 徳元敏行君。

〔6番 徳元敏行君登壇〕

●6番議員（徳元敏行君） 一問一答方式なので、次の質問に移ります。

大災害発生時の自助・共助の重要性が注目されておりますが、非常時、地域の自助・公助の担い手組織としては、自治会の自主防災会が有力な組織になると考えられております。現在、ある地区で自主防災会設立の要望があります。この地区は、南北自治会合わせて10戸ほど。年会費2,000円徴収している自治会です。

どこの自治会もそうですけど、地域の活性化、住民のつながりが薄れてきております。自主防災会設立の目的は、大災害時に自助・共助ができる体制を作る。組織を作っても、人が集まらなければ、人とのきずなができなければ活動できません。

大災害が発生に至るまでに、住民の親睦とかきずなを深めていく、そして地域活性化を図って、子供たちの見守りとか、安心・安全の住環境を作る。いろんな目的を持って自主防災会を立ち上げたいという要望があります。

問題はいろいろありますけれども、一番の問題は経済問題です。ここの大きな問題は、集会所が会議とか自主防災会の拠点になりますけれども、非常に荒れております。屋根が壊れて、雨漏りがひどい。天井が壊れておりますので、ブルーシートで覆っている。床のほうにも傷みがきております。こういう状態のところ、自主防災会を立ち上げたいというので、町の支援策というのはどういうものが考えられますか。お伺いいたします。

○議長（森彪君） 梯総務課長。

〔総務課長 梯達司君登壇〕

◎総務課長（梯達司君） 徳元議員さんの自治会による自主防災組織設立に対する支援について御答弁させていただきます。

自主防災組織設立時の支援としては、結成促進交付金として3万円の定額補助を行っております。こちらの用途は、結成までに掛かる事務費や会議費を想定しています。また、防災用資器材を整備するに当たっては、最長3年間で初期整備の計画を立てていただいた上で、75%の補助を行っております。なお、この補助金の上限額は世帯数により異なりますが、50世帯を例にしますと上限は100万円となります。これらの補助金を活用して、自主防災組織の基礎となる組織体制と活動に必要な資器材を整えていただいております。

会議場所、事務局として使用する集会所の修理等につきましては、あくまでも、集会所等の施設ということで、従前どおりの地域集会所設置等補助金で対応していただくこととなります。補助内容としては、集会所の新築、改造、修繕に対して掛かる費用の2分の1を補助しております。補助金の上限額は、新築工事については200万円、改造工事については100万円、修繕工事については50万円となっております。教育委員会が主管課となっております。

○議長（森彪君） 徳元敏行君。

〔6番 徳元敏行君登壇〕

●6番議員（徳元敏行君） 助成について答弁いただきましたけれど、この助成についての考え方ですが、総合計画の中にも随分うたわれております。項目の中にも対策目標6番から12番の間いろいろな項目で、自主防災会の活動について、またがっております。この補助を考えると、集会所の補修、単品で考えるというところに対応していきますと、とてもでないけれどできない。自主防災会、機運が盛り上がっております。地元有志の数人の方が随分努力されて、この際できれば、やりたいと、地域活性化もいろんな活動もやりたいと機運が高まっておりますが、今の答弁ですと、助成金は経済的な問題で地元になんかたくさんの負担はできないと。活動費もこれからかなり掛かりますので。単品で考える集会所の修繕だけで処理するというような対応の仕方では、とてもでないけどできないと。これを総合的な対策で考えていただくと、いろんな助成金が考えられると思います。まず、拠点となる集会所の修理を行って、自主防災会を立ち上げて、いろんな地域活性化のためにやっていきたいというのが本当の狙いなのですが、総合的な援助の仕方は考え

られませんか。お伺いします。

○議長（森彪君） 梯総務課長。

〔総務課長 梯達司君登壇〕

◎総務課長（梯達司君） 先ほどの徳元議員さんの再問について御答弁させていただきます。

会議場所、事務局として、あくまでも地域の集会所を使用されているものであり、修繕については、集会所の修理と考えられますので、自主防災組織等に関する補助の対象とはならないと考えております。会議等に使われる資機材については補助対象となりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（森彪君） 徳元敏行君。

〔6番 徳元敏行君登壇〕

●6番議員（徳元敏行君） 理事者のほうからの答弁、非常に縦割り行政の一番の弱点で、総合的に対応できない、これでは、実際のところ総合計画の中でも地域活性化、自主防災組織の育成、うたっております。でも、現実には、設立できないという回答にしか聞こえませんが、これで可とするのでしょうか。これが、総合計画に載っているような行政の対応なののでしょうか。大いに疑問に思います。もう一度、検討を頂きたい。総合的に各地区で自主防災会ができ、地域活性、非常時の自助・公助ができるような体制づくりを支援していただきたいということで、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（森彪君） 今の質問の中で、今の補助金の状況では難しいということでしたが、これをもう一つ踏み込んで答弁をしていただきたいと思いますと思いますが、どうですか。

○議長（森彪君） 梯総務課長。

〔総務課長 梯達司君登壇〕

◎総務課長（梯達司君） 徳元議員さんの総合的に判断をして補助をしていただきたいということでしたが、現在のところでは、集会所の補助となっております。今後、地域活性化につながるような方策ができるようでしたら、検討していこうと思います。それから、集会所の修繕以外に会議等の開催については、当初の設立の3万円の補助で会議の会場の借り上げ等の対象となりますので、そちらのほうを御利用いただけたらと思います。以上でございます。



○議長（森彪君） 次に、7番議員、西岡恵子君の一般質問を許可いたします。  
西岡恵子君。

〔7番 西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 議長の許可を頂きましたので、ただいまより通告書に沿って一般質問を始めます。理事者には簡潔、明瞭、前向きな答弁を求めておきます。今議会より一問一答方式になり、不慣れな点、御協力よろしく願いいたします。

それでは、通告書の質問事項、教育、福祉、行政全般について行います。まず、教育事項より、教育長就任について。本年4月1日より本町の教育行政の要、教育長に御就任おめでとうございます。3月議会において任命の同意、承認をし、その折に教育長からは「長年教育現場で仕事をしてきた経験を生かしながら、これまでの教育行政の経緯や動向、課題を把握し取り組んでいく。」との御挨拶を頂きました。改めまして就任約2か月を経過した今の御心境はいかがでしょう。本町の教育に対する目標、抱負について尋ねます。

○議長（森彪君） 青木教育長。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） ただいまの御質問にお答えいたします。

基本的には、これまでの教育現場での経験の中で考えてまいりましたことに加えて、今現在の藍住町の学校教育、社会教育の状況と、これまでの教育行政の成果と課題を整理することを通して施策を立案し、実践していくということでございます。

教育現場での実感として、ここ30年ほどの間に学校教育を巡る環境は大きく変わり、困難さが増してきております。学校教育が支えられてきたコミュニティーの喪失、高度情報化とそれに伴う価値観の多様化などがその背景にあります。これは子供の実態にも影響し、少子化による実体験不足などの変化も起きています。

藍住町は、これまでもこういう変化に対応しながら、様々な施策を行ってきています。その経緯もまだ十分には整理できておりませんが、就任から2か月半のこの時点で、重点的に進めてまいりたいと考えることを申し述べたいと思います。

全体像を一言でまとめれば活力のある学校と人権文化に満ちたまちづくりということでもあります。

まず、学校教育については、次の4点について重点的に取り組みたいと考えます。第1に学校の安心・安全の確保。第2に学力向上。第3に校種間及び学校と地域と

の連携。第4に重点目標の発信と共有。この4点であります。

第1の重点事項、学校の安心・安全ですが、どんな優れた教育活動も安全という基盤なくしては成立しません。つまり学校の安心・安全は常に最優先事項であるということです。安心・安全は二つの側面から捉えております。一つは、身体や生命の安全であります。具体的には、学校事故防止と学校防災が中心です。学校事故はしばしば報道されておりますが、「避けられる事故は避ける」を合い言葉に不断の努力を続けたいと思います。防災につきましては、町の危機管理室との連携を図りながら進めてまいりたいと思います。これに加えて感染症対策とアレルギー対策についても、国や県、また医療機関等から発信される新しい情報も常に意識しながら対応の遅れがないようにしたいと思います。

安心・安全のもう一つの側面は精神的な安心であります。中心的な課題は、いじめ、不登校の対策です。いじめにつきましては、平成26年9月に「藍住町いじめ防止基本方針」を策定しており、これに沿って対策を講じてまいります。不登校対応に関しましては、不登校児童・生徒対応連絡協議会を持ち、情報の共有と対応の継続を図っております。また、他町に見られない取組である不登校児の適応指導教室「キャロツ子学級」を設置し、活動しておりますが、この更なる充実を図りたいと思います。

第2の学力向上ですが、これは本町学校教育の長年の課題でもあります。国や県の学力テストの行われる小学校高学年及び中学校に注目が集まりがちですが、学力差の見えにくい小学校の低学年や中学年に学力格差が広がる根源があります。したがって、この段階の学習指導へのてこ入れを検討していきたいと考えます。さらに小学校での教育機器の活用と新学習指導要領にうたわれるアクティブラーニングの実践についても特に中学校において積極的な取組を奨励していきます。

もう一つの柱に読書振興を置きたいと思います。現代の子供たちにはパソコンやスマートフォンなど知識や情報を得る手段が豊富にあります。そのこと自体は価値があることではありますが、一方で読書には、また別の価値があります。読書は学力の基礎づくりには不可欠であると考えます。町立図書館とも連携して読書活動と図書館利用を活性化させたいと思います。

第3は、校種間の連携と学校と地域の連携の強化です。特に、幼稚園と小学校、小学校と中学校の連携については、平成24年度、平成25年度に国と県の研究指定を受けて取り組んでおり今も継続しておりますが、この連携にさらに検討を加え

て、いわゆる小1プロブレムや中1ギャップと言われる上級学校へ進学する際の適応の難しさを解消ないし軽減していきたいと考えます。学校と地域の連携についてもこれまで取り組んできておりますが、地域の教育力、すなわち地域の人材の活用を図るためにもいわゆる開かれた学校という姿勢を続けてまいりたいと思います。

第4に、学校の重点的努力事項の発信と共有です。それぞれの学校が自校の重点事項を明確にして、発信し、それを学校間で共有するということです。それぞれ一定の重点事項に取り組んでいますが、他の学校の重点事項や努力目標から学ぶこともあり、連携も可能です。これらを共有しながら刺激し合って、常に自校の取組を見直していくということであり、学校教育につきましては、以上の4点を重点事項としたいと思います。

社会教育につきましては、次の3点に重点を置きたいと思います。

第1に人権文化に満ちたまちづくり。第2に町の文化活動の活性化。第3に体育、スポーツの振興。この3点であります。

第1の人権文化に満ちたまちづくりについては、これまでも様々な取組を進めてまいりましたが、人権感覚が町の文化として根付くことを目指して、何より根気強く継続することを大切に考えたいと思います。

第2の文化活動の活性化ですが、藍住町総合文化ホールの完成に向けて粛々と段取りを進めると同時に、完成が近づいていることに鑑み、総合文化ホールを拠点として様々な文化活動の活性化を図ることができる活用の仕方について検討していきたいと思います。

第3の体育、スポーツの振興ですが、本年度と来年度、藍住町が板野郡の体育協会の事務局として諸行事を進めていくことになっております。これを一つの契機として町内の体育、スポーツの愛好者の拡大を図ってまいりたいと思います。

以上、現時点での重点事項を申しましたが、町の現状把握は、今後も常時行っていくべきことです。広くアンテナを張って優先的に取り組むべき課題を把握し、取り組んでまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 西岡恵子君。

〔7番 西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 御答弁を頂きましたので、少し再問をさせていただきます。

この短時間で大きな目標を掲げ、活力ある学校に対しては、学校の安心・安全に

ついて。また2番目に学力向上を目指す。3番目には学校間、学校と地域の連携を保っていく。4番目には、学校の情報発信等お答えいただきました。

また、社会教育にも人権文化等重点目標を上げて取り組んでいくとの御答弁がありました。具体的、前向きな御答弁を頂きました。

さて、教育長が出されている教育長室だより、本日ここに持ってきておりますが、これを読ませていただきました。この中で乳幼児の遊ぶということについて遊びが将来の学びの大切な芽となること、またその遊びは、自然の中で土や砂、草や木、虫や動物と関わって遊ぶ時間が必要と、養老孟司さんの本、「バカの壁」より「人が作ったものでないものを一定時間眺めるのが脳にとって良い」との言葉を引用され書かれています。私も同感、本町は、まだまだ自然が残っています。この自然を生かした藍住町ならではの教育発信を期待いたします。また、この本の中で、「でもしか先生」のくだりがあり、結構厳しく書かれています。本町には、いないかと思われませんが、このような先生に対しては、目線は子供たちにと指導、激励が必要と考えますが、これらについてどうお考えでしょうか。お尋ねをします。

○議長（森彪君） 青木教育長。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） ただいまの再問につきましてお答えいたします。

教育長室だよりにつきましては、第1号で述べましたように、前任者の和田教育長様がやっておられたような形、印刷して広く配布するという形はとらないというふうなことを書いております。行政としての内容につきましては、町の広報に提供する。そこには、どちらかといえば個人的な意見を含めた意見のようなことを書いてあるということでもあります。

御質問がありました「でもしか先生」という言葉そのものについては、特段の言及はありません。教育は人なり、と昔から言います。結局は、ICTの普及等がありますけれど、教育の根本は人にあるということで、議員の御指摘のとおりだと思います。これについては、町の管理職連絡協議会等を通じまして、各校の校長、園長を通して指導をしてまいりたいと思っております。今後とも御協力をよろしくお願いたします。

○議長（森彪君） 西岡恵子君。

〔7番 西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 御答弁を頂きました。

教育長だよりを大変楽しみにしておりますし、情報発信として大いに活用していただけたらと思います。先ほども教育長がおっしゃってありました子供たちを取り巻く育ちの環境は、目まぐるしい社会情勢の中、少子化、核家族化、都市化、情報化、国際化など急激な変化を受けています。人々の価値観や生活様式も多様化、人間関係の希薄化、地域における地縁的なつながりも希薄化の傾向と指摘されています。

本町の状況においても同様の環境が考えられます。問題山積、大変と思われませんが、教育は未来への投資、青木教育長の教育行政への取組に期待いたします。

次に、就学援助制度について質問いたします。この件については、平成29年第3回定例会においても一般質問をしています。前向きな答弁が得られず、大切と考えますので再度質問いたします。前段でも申し上げましたが子供たちを取り巻く育ちの環境は、急激な社会変化の中、経済的にもその影響を受けています。

学校教育法において、就学援助制度では、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助をしなければならない。」と定められています。去年は、まず平成20年から昨年9月1日現在の対象者数の推移、補助対象費目、対象者、支給金額、支給日、支給方法について答弁がありました。この時の資料により本町の就学援助率を計算したところ、全体の約14%から16%で、全国平均と変わりなく、六、七人に1人となり貧困率の全国平均と同様でした。現状について尋ねます。

○議長（森彪君） 森教育次長。

〔教育次長 森伸二君登壇〕

◎教育次長(森伸二君) 就学援助制度の関係について御答弁させていただきます。

まず最初に、対象者数の推移についてですが、平成20年度には要保護が30名、準要保護が433名で合計が463名であったものが、年々増加を続け平成23年度、平成24年度には、要保護と準要保護を合わせて504名になりました。これをピークに減少傾向になり、平成30年度には、要保護が8名、準要保護が397名で合計が405名となり、過去10年間では最少になっています。

次に、対象費目と支給額についてですが、学用品費が、小学生で年額1万1,420円、中学生で年額2万2,320円になっています。新入学学用品費については、昨年度から国の要保護援助費補助金が引き上げられたため、小学生が2万470円から4万600円に、中学生が2万3,550円から4万7,400円に引き

上げられています。修学旅行費については、直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担するその他の経費について、修学旅行実施後に実績額を基に支給額を決定しています。

また、給食費については実費額を、医療費については、う歯の治療いわゆる虫歯の治療についての自己負担額を支給することになっています。なお、これらを合わせた就学援助費の支給については、各学期末に年3回実施しています。

次に、新入学学用品費の入学前支給の県内の状況についてですが、平成31年度分から徳島市、鳴門市、小松島市、北島町などが中学生を対象に実施する予定であると聞いています。

なお、本町においても、平成31年度分からの、中学生の新入学学用品費入学前支給の実施について、現在、検討をしています。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 西岡恵子君。

〔7番 西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 御答弁を頂きましたので、再問をいたします。

具体的に数値を並べていただきました。ありがとうございます。対象者の家庭においては、まとまったお金の必要な新入学時の援助に対して、支給日の繰上げの声があり、昨年再問において、本町の新入学の児童生徒への援助に対して、支給日の繰上げについて質問しましたが「毎年400件から500件の申請があり、事務量も多く時間が必要なため、前もっての支給は難しいと考えている。」との答弁でした。これに対し再々問で、就学援助費に対して町内の実情を早急に把握し、繰上げ支給の方向での取組をと提言したところでございます。

先月5月2日の徳島新聞によると、先ほど教育次長が言われたとおり本町において現在2019年度（実質平成31年度）から新入学児童生徒学用品費の入学前支給を検討しているとのことですが、その進捗状況についてお尋ねいたします。

○議長（森彪君） 森教育次長。

〔教育次長 森伸二君登壇〕

◎教育次長（森伸二君） 就学援助制度の再問についてお答えさせていただきたいと思えます。

新入学学用品費の入学前支給については、平成31年度分から中学生を対象に実施したいと考えています。具体的には、支給対象者が50名程度で、必要経費につ

いては、約250万円を見込んでおり、予算措置については、12月補正で対応したいと考えています。

また、小学生については、中学生の入学前支給の実施状況等を精査の上、入学前支給について検討したいと考えていますので、御理解いただきたいと思います。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 西岡恵子君。

〔7番 西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 具体的な御答弁を頂きました。

現在中学生を対象に約50名を対象に予算額250万円、12月補正でということでございます。まずは中学校から、繰上げ支給の準備をする。保護者にとっては朗報、経済的に大変助かると思います。続いて小学校新入学支給の繰上げについても、先ほど中学生の事情を検討しながら取り組むということでしたが、早急な取組を申し上げておきます。以上で、就学援助制度についての質問を終わります。

次に、福祉事項、子供の貧困対策についてお尋ねします。国において、生まれた家庭環境によって子供の将来が左右されることのないよう子供の貧困対策に積極的に取組、平成25年6月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、平成26年8月29日には、「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されています。

しかし、現状は平成28年国民基礎調査では、子供の貧困率は、13.9%、ひとり親世帯の貧困率は、50.8%、7人に1人の子供が貧困状態にあると言われ貧困の世代間連鎖が生まれ、結果社会的な損失が将来発生してしまうと言われております。本町の現状について尋ねます。

○議長（森彪君） 高田福祉課長。

〔福祉課長 高田俊男君登壇〕

◎福祉課長（高田俊男君） 西岡議員さんの御質問に対して御答弁させていただきます。

国においては、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月に施行され、同年8月に大綱が閣議決定されております。町といたしましても、平成27年3月に策定した「藍住町子ども・子育て支援事業計画」に、特に貧困の割合が高いとされているひとり親世帯への支援を盛り込み、ひとり親家庭の相談体制の充実、児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金等制度周知、母子家庭日常生活支援事業などに取り組んでいるところです。

更には、子育て家庭への経済的支援として、中学校終了までの子供の医療費助成、乳児を養育されている世帯へのごみ袋の無償配布、多子世帯の保育料や幼稚園授業料の軽減、経済的理由によって就学困難な児童生徒に対する就学援助などの支援を行っております。特に子供の医療費助成につきましては、今年10月から、高校生終了までに拡大する予定となっております。こうした取組が、子供の貧困対策の一助になるものと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 西岡恵子君。

〔7番 西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 御答弁を頂きました。本町の子育て支援として多くの事業を実施していること、また、子どもはぐくみ医療費助成制度については、年度途中の本年10月からの実施に向けて準備中とのこと、早急な取組について評価いたします。

昨年を作成した「藍住町子ども・子育て支援事業計画」では、ひとり親世帯の支援に力を入れているとのことでした。

本町の子育て支援については、現在、「藍住町総合戦略」、「藍住町子ども・子育て支援事業計画」、「第5次藍住町総合計画」等に従い実施されていると思います。子供の育ちの環境は目まぐるしい社会情勢の中、多様化、複雑化してなかなか見えてこないとも言われています。こんな中、鳴門市は、県下自治体に先駆け、母子、父子自立支援員に寄せられた相談件数、児童扶養手当の支給についてや生活に関する相談が多かったことから、その生活実態調査をし、詳細内容を発表しています。今後の子育て支援、子供の貧困対策に役立てるとの話をお聞きしました。

前段での就学援助制度の質問の中で、本町も全国平均と同じような状態ではと申し上げたところですが、さらに、より良い子育て支援、子供の貧困対策のために早急に生活実態調査をし、貧困の連鎖を断ち切る計画の策定が重要と考えますがいかがでしょうか。その取組について尋ねます。

○議長（森彪君） 高田福祉課長。

〔福祉課長 高田俊男君登壇〕

◎福祉課長（高田俊男君） 西岡議員さんの再問に御答弁させていただきます。

本町では、現在の「藍住町子ども・子育て支援事業計画」は、期間が平成31年度までとなっており、次期計画策定に向け、まずは今年度、子育て世帯に対するアンケート調査を行い子育て環境の実態やニーズ、課題を丁寧に拾い上げることでど



のような子育て支援や貧困対策が必要かを検討してまいりたいと考えております。  
以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 西岡恵子君。

〔7番 西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 御答弁を頂きました。再々問をいたします。

先ほどの御答弁の中で現在、子ども・子育て支援事業計画に対してアンケート調査を今年やり、それを作っていく計画があるとのことでした。生活実態調査については、地域子供の未来応援交付金があり、地方自治体を支援しています。子供の貧困対策については、早急に取り組むべきだと考えます。

また、全国組織で子どもの未来を応援する首長連合という会があり、多くの自治体が加盟されているようです。鳴門市も加盟と聞いております。情報交換のために是非、加盟を検討されますよう申し上げておきます。

先ほどの子ども・子育て支援事業計画のアンケート調査とできましたら並行してさらに陰に隠れた見えない貧困の実態について調査をすべきだと考えます。先ほども言いましたが、これは国の交付金が付いております。本町の財政を困らすことなく実態調査ができるのではないかと思いますので、是非前向きな取組をお願い申し上げます。いかがでしょうか。

○議長（森彪君） 高田福祉課長。

〔福祉課長 高田俊男君登壇〕

◎福祉課長（高田俊男君） 西岡議員さんの再々間に御答弁させていただきます。

御質問の中にもありましたように、交付金事業といたしまして地域子供の未来応援交付金ということで調査案件についても交付金事業があるのは存じ上げておるところですが現在、町といたしまして先ほども御答弁させていただきましたとおり今年度実施いたします子育て世帯へのアンケート調査におきまして、貧困対策のための実態やニーズ、課題などをどの程度調査できるのか検討してまいりたいというふうに考えておりますので御理解よろしく申し上げます。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 西岡恵子君。

〔7番 西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 最後に行政全般、防災についてお尋ねいたします。

まず、藍メールの登録と活用について藍住町のホームページや広報あいずみ、そ

の他、庁舎内各所に登録の案内があります。藍メールの登録と活用について、その具体的な内容について尋ねます。

続いて、西小学校の体育館の耐震化天井の落下防止のネットについて、お尋ねします。この質問は、昨年の防災訓練後の一般質問で、質問をいたしました。この時の答弁として安全対策は取れているとのことでした。今年も西小学校の防災訓練の折、天井のボード、落下の危険性があると参加者から指摘を受けました。落下防止のネットをしなくて本当に安全性は保たれているのか尋ねます。

次に、福祉避難所について災害時に、一般避難所では避難生活が困難な高齢者や障がい者、妊婦など災害時に援護が必要な人たち（要援護者）に配慮した市町村指定の避難施設については現在、矢上の福祉ホームリズムが指定されていますが収容人数は僅か30人。収容人数拡大のために他の施設指定も必要と考えますが現状はいかがでしょうか。

○議長（森彪君） 齊藤企画政策課長。

〔企画政策課長 齊藤秀樹君登壇〕

◎企画政策課長（齊藤秀樹君） 西岡議員の御質問のうち、藍メールの登録と活用につきまして答弁をさせていただきます。

藍メールは、災害情報伝達手段の多重化を図るため、本年4月から運用を開始しました住民向けの登録制メール配信システムです。藍メールでは、防災行政無線の放送内容を文字で配信しますので、聞き取れなかった情報を携帯電話やスマートフォンで確認できるほか、防災訓練開催のお知らせや防災広報紙のデータ、そして、災害発生時には、避難所の開設状況や台風時の道路冠水状況など多様な防災、災害情報を配信することとしております。

また、システムを有効に活用するため平時には町のイベントや募集情報、健康情報など行政全般、その他各種関係情報を配信しており、広報あいずみやホームページの情報発信力を効果的に補う重要な役割を担うものと考えております。

ただし、藍メールの情報を受信していただくには、利用される方の通信端末で登録操作手続きが必要となります。その周知のため広報紙等への掲載、チラシの掲示や窓口、各種会議での配布を始め、情報共有用にメールシステムを利用されている保育所、幼稚園、小学校、中学校の保護者の皆様に、また災害情報が必要な要配慮者利用施設関係者の方々に登録をお願いしております。携帯電話取扱店には、登録操作の補助やPRを依頼するなど多方面に登録を促進しておりますが、今後も登録

者数の増加に向けて取組を強化、継続してまいりたいと考えております。

このほか、先日行われた町民一斉避難訓練において藍メールに関心を寄せていただけましたように多くの参加者が集うイベント等の機会を有効に活用し、藍メールの利便性を啓発するとともに、御意見をお聞きしながら、充実した内容となるよう改善を進めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 梯総務課長。

〔総務課長 梯達司君登壇〕

◎総務課長（梯達司君） 西岡議員さんの御質問のうち、西小学校の体育館の耐震化について御答弁させていただきます。

昨年的一般質問でも御質問を頂いておりましたが、西小学校体育館は、他の小中学校体育館と同様に平成24年度に天井や照明などの、いわゆる非構造部材について耐震対策調査を実施しております。調査の結果、天井や照明などに異常は確認されておりません。当該体育館については、新耐震基準により建築されているほか、地震の際に落下の虞のある吊天井は当初から設置されておらず、照明器具は構造部材に直接取り付けられており、他の学校体育館同様に一定の安全性は担保できているものと考えています。

また、天井の落下防止ネットについては、天井や照明などのいわゆる非構造部材の早急な改修が困難な場合に応急的な処置として設置するものであり、非構造部材の対策がなされている西小学校体育館において、天井の落下防止ネットを設置する必要性は乏しいと判断しております。

続きまして、福祉避難所について御答弁させていただきます。大規模災害時に、障がい者や高齢者などの要配慮者が安心して避難生活を送ることができる福祉避難所の確保は、重要課題の一つであると考えております。議員さんから御指摘を頂きましたとおり福祉避難所の指定は、福祉ホームリズム1施設のみとなっております。

現在、収容人数の拡大に向けて、新たな福祉避難所の指定を検討しております。具体的には、現在建設中の総合文化ホールを供用開始後、知的、精神障がい者を対象とした福祉避難所に指定する予定であり、当該ホールの想定収容人数は、約230人となっております。

さらに、民間高齢者施設を高齢者を対象とした福祉避難所として指定するよう現在、特別養護老人ホームなど3施設と協議中であり、この3施設の指定ができますと、約170人の収容が可能になる予定です。今後も、民間事業者に協力をお願い

をし、大規模災害に対応できるよう福祉避難所の指定を進めてまいりたいと考えていますので、御理解をいただけますようお願い申し上げます。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 西岡恵子君。

〔7番 西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 御答弁を頂きました。藍メールの登録について、情報交換のために大変必要だと考えております。災害伝達の多重化を目的としている、また、災害時には情報が錯綜、そんな中で町よりきちんとした情報発信が必要ではないかと考えております。情報発信のためにも最低1世帯1人の登録が必要と考えますが、登録件数の目標は、どれくらいと考えているか尋ねます。

西小学校体育館天井についてでございますが、調査の結果は異常なし、との御答弁でした。確かに照明やその他の器具についての問題は指摘されませんでした。天井のボードについて災害があった場合、あれが落下の恐れがあると指摘する参加者がいましたので今一度、専門家の意見を聞いてみてください。お願いをしておきます。

福祉避難所について御答弁いただきました。大規模災害の折に重要な役割をしています。現在建設中の総合文化ホールを指定していく、これは町長からも以前お聞きしたことがございます。その収容人数は230人。その他民間施設を高齢者用にと170人収容の予定で現在協議を進めていると御答弁を頂きました。

災害時、遠方までの移動が困難の方もおられると思います。この指定に対して各小学校区に1か所は必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。以上、答弁を頂きまして再々問をいたします。

○議長（森彪君） 斉藤企画政策課長。

〔企画政策課長 斉藤秀樹君登壇〕

◎企画政策課長（斉藤秀樹君） 西岡議員の再問のうち藍メールの登録者数目標につきまして答弁をさせていただきます。

議員さんがおっしゃいますように全世帯で、最低一人、約一万四、五千人というところでしょうか。それが最終目標になろうかと思いますが現状を踏まえると、まだそこまでなかなか遠い目標であります。

最初の目標は、3,000人を目標として進めております。段階的に目標を立てて取組を強化してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願

いたします。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 梯総務課長。

〔総務課長 梯達司君登壇〕

◎総務課長（梯達司君） 西岡議員さんの西小学校の耐震のことで、再問がございましたので御答弁させていただきます。西小学校の体育館については、新耐震で設計されており、耐震性については問題ないと思っております。ボードにつきましては、屋根材のみでボードは設置されておられませんので、非構造部材とはなっておられませんので、御理解いただきたいと思っております。

福祉避難所の指定につきましてですが、小学校区ごとに1つ必要とのことですが、福祉避難所に避難される時につきましては、まずお近くの避難所に一旦、避難をしていただいてから福祉避難所に移動していただくこととしておりますので、御理解していただきたいと思っております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 西岡恵子君。

〔7番 西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 御答弁を頂きました。再々問をさせていただきます。

藍メールについては、3,000人を目標ということですが、必要の高い藍メールにつきましては、情報発信をし、1世帯1人を目標に、更に頑張りたいと思っております。

続きまして、天井の落下については、確認をしているとのことですので、私も疑問に思った参加者に対してお答えをしておきます。

福祉避難所についてでございますが、最悪の事態を想定しての防災訓練ですが、防災のまとめとして、この間の参加人数の少なさを心配いたします。防災への意識向上のために今一度、参加者増の検討をすべきと申し上げまして以上で、私の一般質問を終わります。

---

○議長（森彪君） 次に、5番議員、矢部幸一君の一般質問を許可いたします。

矢部幸一君。

〔5番 矢部幸一君登壇〕

●5番議員（矢部幸一君） 議長の許可がありましたので、一般質問を行います。

町長の公約について質問いたします。公約の中で、人にやさしいまちづくり、高齢者活動拠点施設の整備、この公約について、どのように取り組んでいくのか伺い

ます。

現在、老人福祉センター藍翠苑の浴場が使用不可となり長年たち利用者から再開の要望もあると思うが、この施設の中に整備を考えているのか伺います。

また、町内に公衆浴場が1か所もなく近隣の市や町には温泉施設が整備されており、憩いの場として多くの方に利用されているが、人にやさしいまちづくりの一環として整備する考えはないのか伺います。

○議長（森彪君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） それでは、矢部議員の高齢者活動拠点施設の整備について回答させていただきます。

藍住町老人福祉センター藍翠苑については、老人福祉法の規定に基づき、高齢者に対しての各種相談や健康の増進、高齢者福祉に寄与するため昭和51年から運営されております。議員の御指摘の入浴設備については、利用者の減少や機械の故障のため平成23年から利用を休止しております。現在、管理、運営については社会福祉協議会に委託し、カラオケ、囲碁、将棋、生け花など的高齢者の方のクラブ活動や健康器具の利用などで、月延べ1,500人の方の利用があり高齢者の方の拠点施設となっております。

これから本町においても高齢者人口は増加することが予想されております。高齢者の皆さんの生きがいづくりや、健康づくりのためにも藍翠苑の改築は早急に取り組まなければならない案件であると考えております。

また、高齢者活動拠点施設の整備は、私の公約の一つでもありましたので、財政状況の悪化が予測される中ではありますが、基金等の積立でも視野に入れながらできるだけ早い時期に実現できるよう取組を進めたいと思います。

次に、公衆浴場等の整備についてであります。現在、行財政改革を推進している中で、町が事業主体となつての施設整備は考えておりません。しかしながら、公衆浴場等は地域住民の憩いの場として有益性の高い施設であると考えられますので、民間の事業者が町内に出店したいとの申し出があった場合は、一定の条件のもと、出店に対する支援を行いたいと思いますので、どうか御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森彪君） 矢部幸一君。

〔5番 矢部幸一君登壇〕

● 5 番議員（矢部幸一君） 町長には、あらゆる方面に声を掛けていただき実現できるようお願いしまして質問を終わります。

---

○議長（森彪君） 次に、9 番議員、小川幸英君の一般質問を許可いたします。

小川幸英君。

〔9 番 小川幸英君登壇〕

● 9 番議員（小川幸英君） 議長の許可がありましたので、一般質問を行います。理事者におかれましては、明確な答弁をお願いしておきます。

最初に、ごみ対策について伺います。ごみ処理施設の設置を共同で協議してきた、徳島市と周辺 5 市町、小松島市、勝浦町、石井町、松茂町、北島町が徳島市南部の飯谷町の砕石場跡地に建設することが決まりましたが、この施設に藍住町は入っていないが、本町のごみ焼却場の耐用年数と、今後の方針はどうなっているか伺っておきます。

次に、過去 5 年間のごみ収集の推移はどうなっているか。また、資源ごみの回収で昨年度どれだけの収益があったのか。空き缶、空き瓶については、収益があると思うが、町民の方は袋を買っているが、ペットボトルのように回収袋を設置することはできないか。

次に、大型ごみの高齢者対策について、どのように支援しているのか。また、6 5 歳未満の運転免許証のない方たちの対策はどうしているか。このような方に対しての内規はあるのか、あれば、議会に提示すべきと思うが、どうでしょうか。

次に、資源ごみの再利用について、各学校で出る生ごみの量は、給食等で非常に多いと思われるが、各学校に生ごみ処理機を導入し堆肥化をしてはどうか。また、小学校で新聞、段ボール等を回収しているが、各自治会等に呼び掛け、収益で防災用具購入に充てたらどうか。

次に、ごみ集積場の対策について伺います。金網がさび、壊れかけのところや、排水路の上に板を掛けてごみ箱を置いてある危険な所もあるが、見回りや点検はしているのか伺っておきます。また、過去 5 年間で新しくできた団地等の集積箇所は何件あるか。そのような開発業者に対して、どのように指導しているのか伺っておきます。

月 1 回燃えないごみ、廃プラスチック類を収集していない週があります。徳島市や鳴門市では、毎週収集しているので、特に夏場には 1 週間とぶと、たまるという

苦情もあります。町民の間では、毎週収集してほしいとの声が非常に多いが、収集できないか伺います。答弁により再問いたします。

○議長（森彪君） 東條生活環境課長。

〔生活環境課長 東條芳重君登壇〕

◎生活環境課長（東條芳重君） それでは、小川議員さん御質問のうち、ごみ対策について御答弁をさせていただきます。

最初に、本町の焼却場の耐用年数と今後の方針についての御質問でございますが、本町のごみ処理については、現在、西クリーンステーションでごみの焼却処理を行っております。まず、本町のごみ処理の現状を簡単に説明させていただきますと、昨年度の実績では、ごみの総排出量は、年間約1万トンであり、そのうち約8割を占める燃やせるごみを焼却処理するための施設で、昭和57年に竣工し建設後36年が経過しております。御質問の焼却場の耐用年数につきましては、コンクリート系の建築物の耐用年数は、基本的に50年となっていることに加え、平成22年度には、耐震補強工事を実施していることから、建物に関しましては、50年以上の使用に耐えることができるものと考えております。

焼却機械設備に関しましては、平成13年度から14年度に排ガス高度処理対策工事、平成19年度から平成20年度に燃焼設備改修工事を実施し、施設の延命化を図ってまいりました。機械設備の更新につきましては、今後も、約15年から20年で更新する必要があります。そのため、平成34年頃には、排ガス高度処理対策の基幹整備を実施しなければなりません。また、燃焼設備についても、基幹整備を実施する必要があるため、機械設備の改修について、年次計画を立て、今後も施設の延命化を図ってまいりたいと考えております。

次に、過去5年間のごみ収集の推移についての御質問でございますが、家庭系燃やせるごみの過去5年間のごみ収集量を見ますと、平成25年度が5,851トン、平成26年度が5,993トン、平成27年度が6,005トン、平成28年度が5,808トン、平成29年度が5,869トンとなっております。

一般廃棄物の収集量は、おおむね横ばいとなっておりますが、平成29年度末の人口は、平成25年度末と比較しますと、人口が約800人余り増えており、町民の皆様のご協力により、ごみの分別に努めていただき、ごみの減量化が進んだものであると考えております。今後も、引き続きリサイクルやごみの減量化について御協力いただけますよう、広報等で更に啓発に努めてまいりたいと考えております。



次に、資源ごみの収益についての御質問でございますが、昨年度の実績については、アルミ缶31万9,890円、スチール缶6万4,250円、電化製品4万5,000円、金属製粗大ごみ8万3,950円、自転車1万4,725円、段ボール206万4,300円、新聞紙366万4,500円、雑誌202万7,100円、紙パック3万1,000円、古着3万1,560円、合計834万2,450円の収益となっております。

次に、空き缶、空き瓶についての御質問でございますが、昨年度の空き缶については、有価物としてアルミ缶が1キログラム30円、スチール缶が1キログラム1円で業者に買い取っていただいております。また、空き瓶については、有価物としてではなく業者へ委託をし、処分費が必要となっております。

資源ごみの空き缶につきましては、収益を得ておりますが、本町のごみ処理については、ごみを適正に処理するため、毎年多額の経費が必要となっております。指定ごみ袋の販売収益については、こうした経費の一部に充てているということ、また、ごみ袋を色分けすることにより、ごみの分別化が進んだものと認識しておりますので、指定ごみ袋制で、御理解を頂きたいと思っております。

次に、粗大ごみの高齢者対策について、また、65歳未満の免許証のない方の対策について並びに内規についての御質問でございますが、高齢者世帯については、西クリーンステーションへの電話等による事前申込みにより受付を行っており、世帯全員が高齢者であることの確認をし、町職員が自宅まで回収に伺うこととしております。

また、65歳未満の免許証のない方につきましては、本町が、ごみ収集の許可をしている業者へ依頼をしていただき、回収をしていただくこととしております。この場合には、運搬料金が別途必要となりますが、排出者に御理解を頂いているところであります。

なお、内規については、規定しておりませんが、現在このような形で粗大ごみの取扱いを運用しておりますので、御理解を頂きたいと思っております。

続きまして、生ごみ処理機の小学校への導入はどうかということと、資源ごみの再利用について、今後自治会等への呼び掛けをしてはとの御質問であったと思いますが、大型の生ごみ処理機、小学校への取組については、現在、西小学校の生ごみ処理機については、現在、使用しておりません。その状況も再度確認しまして、

また、今後も他市町の状況も参考にして、検討をしてみたいと思っております。

資源ごみの再利用については、広報等による啓発やホームページの掲載と併せて、駐在員の御協力も得ながら、リサイクルやごみの減量化について、御理解を頂き、町内一斉清掃の時期に、ごみ減量化や分別について住民の皆様に、御協力を申し上げ、ごみ処理費用の削減に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、ごみ集積場のごみ籠の対策についての御質問でございますが、ごみ籠の修繕等については、地元の要望があれば現地確認をさせていただき、必要があれば修繕や更新を行っております。また、ごみ籠が、歩道等の支障が生じると思われる場所については、職員の現地確認により、地元の御協力を頂き、支障の生じない場所への変更を指導しておりますので、御理解を頂きたいと思っております。

なお、ごみ籠の設置数については、平成25年度から約220基の設置をしております。また、町内の分別等が特に悪い集積所には、シルバー人材センターへ委託し、現場での不法投棄の防止や分別指導等も実施しております。

次に、新しくできる団地等は開発業者に対してどのような指導をしているのかについての御質問でございますが、藍住町土地利用指導要綱に基づき、開発協議の申請時に西クリーンステーションと協議を行っております。また、ごみ集積施設及びごみ集積所ガイドラインでは、団地の開発戸数に対する規定があり、ごみ籠の設置に関しては、西クリーンステーションが指導を行っております。

次に、月1回燃えないごみを収集していない週があるが、毎週収集してほしいとの御質問でございますが、現在、廃プラスチック、オレンジ色の袋については、水曜日に収集をしており、月1回収集をしない週があるとのことですが、南北両地区のごみカレンダーを御確認していただければ分かりやすいのですが、町内を両地区に分けて収集をしていることから、収集していない水曜日は、一方の地区で廃プラスチック類とガラス・陶器類と瓶の3種類の収集をしており、その上、瓶の選別も行っております。収集をしない日がないことを御報告させていただきます。

なお、毎週、廃プラスチック類の収集をすることになれば、ガラス・陶器類、瓶の収集ができなくなってしまうこととなり、現在、廃プラスチック類の収集日を増やすことはできない状況であると考えておりますので、御理解を頂きたいと思っております。以上で御答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 小川幸英君。

〔9番 小川幸英君登壇〕

● 9 番議員（小川幸英君） 答弁により再問いたします。

ごみ焼却場の耐用年数と今後の方針について伺いました。耐用年数は約 50 年ぐらいいけるというようなことで、あと現状のままで、計算したら 16 年間は大丈夫というようなことと思いますが、15 年ぐらい前に鳴門市との公益ごみ処理施設を計画して中止になった経過がありますが、今後、他町との広域化の予定はないか。

次に、過去 5 年間の収集の推移を伺ったが、燃やせるごみ平成 25 年度が 5,851 トンで、平成 29 年度が 5,869 トン、廃プラスチック類が、平成 25 年度が 1,054 トン、また、平成 29 年度が 924 トンとの報告を受けました。人口が約 800 人増えているのに、燃やせるごみは 18 トン増、廃プラスチック類は 130 トン減っております。町民の方は、非常に大変な御苦勞で、スーパーとかにプラスチック類を持って行ってくださっております。そういう御苦勞に報いるためにも、先ほど、収集しない週について、できないかというような質問に対して、担当課はできないという、カレンダーを見ていただいたら分かるように、毎日しているのでできないというような答弁がありました。これは、担当課の言い訳であるとしか聞こえませんでした。町民の方が一生懸命ごみを減らすために努力をしているので、これは、毎週、要望に応えるためにもしていただきたいと思います。この収集できない言い訳は聞きましたが、理由を再度、お伺いしておきます。

また、ごみの分別状況に対して、広報等、資源ごみの状況とかを周知しているのか、再度、伺っておきます。

また、平成 29 年度の資源ごみの回収で、段ボール 260.4 トン、206 万 4,300 円、新聞 366.5 トン、366 万 4,500 円、雑誌 202.7 トン、202 万 7,100 円と、全体の 834 万 2,450 円のうち 775 万 5,900 円と、この 3 つが 90% となっております。これを先ほど、自治会に呼び掛けてほしいというようなことでありましたが、なかなか難しいと思われませんが、まずは、自主防災組織のある自治会から先に呼び掛けてはどうかと思います。これで得た利益で、防災用品が買えるのではないかと思います。

各学校で出る生ごみについて、生ごみ処理機を導入してはという質問に対して、各市町村にも聞いてみるというような答えでありましたが、最近では、以前の答弁では、非常に高額なので、費用対効果が薄れるということもありましたが、最近では、安い機械もたくさん出ております。特に最近、微生物の力で堆肥化するというような機械もありますし、その機械を小中学校に付けて、子供たちにもリサイクル

についての勉強をしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。答弁により再々問いたします。

○議長（森彪君） 東條生活環境課長。

〔生活環境課長 東條芳重君登壇〕

◎生活環境課長（東條芳重君） 小川議員さんからの再問に御答弁をさせていただきます。

まず、今後の広域化について検討しないかとの御質問だったと思いますが、先ほど答弁をさせていただきましたが、西クリーンステーションの延命化を図っておりますので、現在、広域化については検討しておりません。

続いて、廃プラスチックを毎週収集することは、との再度の御質問であったと思いますが、先ほど、御答弁をさせていただいたとおりですが、小川議員さんの質問の趣旨もよく分かりますし、住民の皆さんが、家庭にごみを長く置きたくないことも認識はしておりますが、現状の体制では、厳しいところがございます。人員や車両が不足することや体制の大幅な見直しも必要となってまいります。しかしながら、住民の皆様からの御要望でございますので、今後、検討をしてまいりたいと考えております。

続いて、分別の状況や減量化とか、収集量の推移についての住民への周知は、とのことでしたが、今後、広報等により周知をさせていただきたいと考えております。

また、自主防災組織への呼び掛けはというような御質問であったと思いますが、自主防災組織は、災害が発生した場合に被害を最小限にするために、地域で組織されたものであり、資源ごみの回収をするということに関しては、設置目的が違っていると考えておりますが、その利益で自主防災組織の活動費や備蓄品等の購入費に充てることもできますので、情報提供はいたしますが、そのことは組織の判断により決定をしていただきたいと考えております。

続いて、大型ごみ、生ごみ処理機の取組についてということでしたが、今後、先ほどと同様の回答になるかもしれませんが、今後は他市町の状況も参考にして、前向きに考えてまいりたいと思っております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 小川幸英君。

〔9番 小川幸英君登壇〕

● 9 番議員（小川幸英君） 答弁を頂きましたが、検討するというような、廃プラスチック類の毎週収集の答えを頂きましたので、早急に検討していただきたいと思  
います。

次に、高齢者対策について伺います。本町の高齢者一人世帯数とその支援策はど  
うなっているか。

次に、認知症対策について伺います。現在 65 歳以上の高齢者の約 4 人に 1 人が  
認知症の人、また、予備軍と言われ、今後、更に増加することが見込まれる中で、  
認知症の人が、認知症とともにより良く生きる環境整備を行っていくことが必要と  
思われるが、本町においての取組について伺います。

認知症の実情と平成 27 年 11 月末までの要支援・要介護認定者は 1,380 名  
で、そのうち 754 名が認知症の判定を受けているとのことでしたが、現在の対象  
者は何人いるか。また、その支援策はどうなっているか。

認知症の早期発見、早期受診の取組はどうなっているか。平成 30 年度、認知症  
初期集中支援推進事業が実施されているが、具体的な取組はどうなっているか。

次に、認知症カフェについて伺います。認知症の人や家族、地域住民が気楽に、  
気軽に、集まって交流する認知症カフェは、平成 18 年 5 月の報告として、徳島市  
が 10 件、阿南市が 7 件、鳴門市 3 件、小松島市 2 件、吉野川市 2 件、三好市 4 件、  
藍住町 2 件、美馬市、勝浦町、石井町、牟岐町、美波町、北島町、つるぎ町、東み  
よし町、阿波市が各 1 件となっているが、本町ではこの憩いの場を増やす対策はし  
ているのか伺います。

次に、認知症サポーターの現状と取組について伺います。徳島県では、認知症サ  
ポーターが急増し、2016 年で 6 万 3,215 人と増加率では 3 年連続で全国 1  
位とのことですが、本町においては、平成 27 年 11 月末では、認知症サポーター  
1,352 名とのことでしたが、本町の人口に合わせての養成目標は、2,000  
人との報告でしたが、現在、サポーターは何人いるか。また、増やすための取組は  
どのようにしているか。

小中学校での認知症への取組や、養成講座とどのように取り組んでいるか伺いま  
す。答弁により再問します。

○議長（森彪君） 高田福祉課長。

〔福祉課長 高田俊男君登壇〕

◎福祉課長（高田俊男君） 小川議員さん御質問の高齢者対策のうち、一人世帯数

と支援策について御答弁させていただきます。

高齢者の一人世帯数は、4月1日現在、65歳以上の方で505世帯となっております。その対応といたしまして、町内には民生委員さんが49名おられ、それぞれの地域で、一人暮らしの高齢者が孤立しないよう見守り活動が行われております。また、町の支援策につきましては、緊急時に迅速かつ適切な対応が図られる緊急通報装置設置事業や、町内の徳島新聞の3つの専売所や生活協同組合とくしま生協、また、日本郵便株式会社藍住郵便局と日常業務において高齢者の見守りを行う協定を締結し、異常が認められた場合、町に連絡を取るなどの対策を行っております。

今後、高齢化の進展に伴い、一人暮らしの高齢者も増加していくことが想定されますので、現在の取組の効果も検証しながら、健康づくりや生きがい対策も含め、孤立化を防ぐ取組を推進してまいりたいと思います。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 佐野健康推進課長。

〔健康推進課長 佐野正洋君登壇〕

◎健康推進課長（佐野正洋君） 小川議員さんの御質問の中で、認知症対策について御答弁させていただきます。

まず、現在、町内に対象者は何人いるかとの御質問であります。平成30年3月末での要支援・要介護認定者数は1,400名で、そのうち904名が認知症の判定を受けております。

次に、どのような対策をしているかとの御質問でありますけれども、平成29年度の認知症を防ぐ予防事業の取組実績については、各地区の老人憩の家を会場として実施しています、いきいきサロンは月1回開催で、延べ1,019名の参加、脳の健康教室が21回開催で、延べ463名の参加、脳力アップ健康教室が40回開催で、延べ543名の参加、元気になれる運動教室などが40回開催で、延べ957名の参加でありました。また、いきいき百歳体操を町内2か所で毎週1回開催いたしまして、毎回15名前後の参加がありました。

さらに、平成29年度から地域包括支援センターに、認知症地域支援推進員を配置しまして、支援する相談業務を行うとともに、認知症初期集中支援チーム（サポート医、医療系専門職、介護系専門職などで構成されている）を、社会福祉法人凌雲福祉会に設置しまして、認知症地域支援推進員と連携しながら相談や介護サービスの検討など、きめ細やかな支援を行っております。今後におきましても、こうした

認知症予防対策を積極的に進めてまいります。

次に、認知症カフェについてですけれども、現在、町内2か所のグループホームに設置され、毎月1回程度開催しまして、当事者や家族が楽しめるとともに、地域の人や専門の人たちと気軽に情報交換し、相談業務ができる場所として活用されています。

今後の増やす対策につきましては、今のところ、グループホームに設置できるよう、資料提供をさせていただきたいと思っております。

認知症サポーターについてですけれども、厚生労働省では、現在1,000万人の認知症サポーターを、平成32年度末までに1,200万人に拡大することとしております。本町におきましても、認知症サポーター養成講座を実施しまして、平成30年5月現在、キャラバンメイトを86名、認知症サポーター2,413名を養成しております。今後とも、各地区協議会や地域での集まりの機会に養成講座を開催するなど、更なるサポーターの拡大を図ってまいります。

次に、小中学校での取組についてですが、平成28年度から毎年小学校において認知症サポーター養成講座を開催しており、具体的には、北小学校4年生、南小学校5年生、東小学校5年生を対象に実施しているところであり、今年度も引き続き開催してまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 小川幸英君。

〔9番 小川幸英君登壇〕

●9番議員（小川幸英君） 答弁を頂きましたので、再問いたします。

高齢者対策について、鳴門市は地域ごとに暮らしのサポートセンターを設置し、高齢者の暮らしの仕組みづくりを始めた。目指すのは高齢者の居場所づくり、買物、ごみ出しといった日常生活の細かな困り事も手助けするとのことですが、本町においては、従来の介護予防事業のいきいきサロンに加え、いきいき百歳体操とかを催し、啓発しているとの答弁がありましたが、今後、鳴門市のような高齢者の居場所づくり、サポートセンターを始めてはどうか伺います。

小中学校の取組については、認知症についての正しい知識や対応の仕方を子供の頃から身に付けることは、生きることを考えることや、誰にでも優しく親切にする意義を学ぶ貴重な機会であると思っております。小学4年生をサポーターとして育成しているとのことでありましたが、小中学生向けの教材もたくさんあると聞きました。やはり、授業の中でも、今後、取り組んでいただきたいと、先ほど、教育長が学校

と地域の連携の必要性と言われましたが、やはりこれは、子供たちにも認知症の知識を得ることによって、おじいさんとかおばあさん、また、近所のお年寄りの方に接することができると思いますが、この件について伺っておきます。

○議長（森彪君） 高田福祉課長。

〔福祉課長 高田俊男君登壇〕

◎福祉課長（高田俊男君） ただいまの小川議員さんの再問につきまして、御答弁させていただきます。

高齢者の方の支援事業といたしまして、本町におきましては、高齢者生活支援事業というのを行っておりまして、軽度の生活援助、外出時の散歩の付き添いであるとか、庭、生垣、庭木等の周りの手入れといった軽度の生活支援事業と、生きがいデイサービス事業といったところの事業はさせていただいております。先ほどの御質問の拠点づくりについてですけれども、本年度から、介護保険事業のほうで、生活体制整備事業ということで、本町におきましても、社会福祉協議会に委託をして整備を進めていくような運びとなっておりますのでございます。御理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（森彪君） 昼食のため、休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時58分小休

午後1時再開

○副議長（永濱茂樹君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

議長が、体調不良により欠席されましたので、私が、議長の職務を行います。御協力よろしく願いいたします。

なお、議員、理事者に注意しておきます。発言は挙手をして、議長の許可を得てから行ってください。

もう1点、藍住町議会会議規則にのっとり、「第51条 会議において発言しようとする者は、「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならない。」と記載されております。よく守ってください。お願いいたします。

それでは、9番議員、小川幸英君の再問に対する理事者の答弁からお願いします。

○副議長（永濱茂樹君） 佐野健康推進課長。

〔健康推進課長 佐野正洋君登壇〕

◎健康推進課長（佐野正洋君） 小川議員さんの小中学校での認知症教室の今後の



取組について、御質問がありましたので答弁させていただきます。

現在、三小学校で実施しておりますが、西小学校におきましては、実施できておりませんので、今後、先生方とも相談してまいりたいと考えております。中学校におきましては、授業カリキュラムの関係等から、まだ取組はできておりませんが、認知症についての正しい知識や対応の仕方を学ぶことは、誰にでも優しく親切にすることの意義を学ぶ貴重な機会と認識しており、まずは、小学校において定着をさせ、状況を見ながら検討していきたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○副議長（永瀆茂樹君） 小川幸英君。

〔9番 小川幸英君登壇〕

●9番議員（小川幸英君） 次に、ふるさと納税について伺います。

各5年間のふるさと納税の実績の資料を頂きました。平成25年度が8件で4万3,000円、平成26年度10件で5万円、平成27年度が7件で92万円、平成28年度が22件で25万円、平成29年度42件で156万5,000円とのことでした。一方、他の市町村への町民の方の寄附は、平成25年度が2件で21万円、平成26年度15件で66万2,000円、平成27年度75件で418万3,000円、平成28年度が193件で1,877万2,000円、平成29年度が360件で3,370万5,000円となっており、ふるさと納税は、町にとっては大きなマイナスとなっております。東京とかで、今、大都会で問題となっておりますが、税収が大分、田舎のほうへいくというようなことがあります。藍住町もそういう結果になっておりますが、今後、ふるさと納税を増やすことを考えているか伺っておきます。

6月9日の徳島新聞によると、県下のふるさと納税の実績として、一番多かったのは鳴門市の2016年度が、1億5,559万1,522円から、2017年度は3億1,835万8,668円と104.6%の増、佐那河内村では、2016年度3,391万4,000円から、2017年度9,088万9,896円と168%増えております。この鳴門市では返礼品を101品目から256品目に増やし、大きく増えたことが報道されておりましたが、このように大きく増やしている市町村を参考にして取り組んでいったらどうか伺っておきます。

○副議長（永瀆茂樹君） 近藤経済産業課長。

〔経済産業課長 近藤政春君登壇〕

◎経済産業課長（近藤政春君） 小川議員さんの御質問のうち、ふるさと納税についての御質問に答弁をさせていただきます。

まず、現状と取組についてですが、先ほど議員さんもおっしゃいましたとおり、平成29年度の実績といたしまして、42件の寄附があり寄附額は156万5,000円、平成28年度の25万円と比べると131万5,000円の増となっております。入金の実便性を高めるため昨年6月からクレジット決済を開始しており、寄附件数42件中30件がクレジット決済を利用されております。このことから、クレジット決済を導入したことで寄附額の増額につながったと判断できます。

返礼品につきましては、15種類であった返礼品を13種類追加し、現在28種類とし、12月に追加した手作りジェラートが好評で、リピーターも出てきております。しかし、まだまだ本町の寄附額は低迷しております。寄附額が多い他市町村は、返礼品の数が多いことや、インターネットで検索できる窓口の数が多いことが関係しているように思います。本町におきましても、現在利用しているふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」に加え、今年度から新たにふるさと納税業務を「さとふる」に委託する予定としており、先月、事業者に対して説明会を行ったところであります。窓口が増えることにより、インターネット利用者の関心を高めることが期待でき、返礼品提供事業者を増やすことにより、返礼品も充実していくのではないかと考えております

また、今年度から若手職員を中心とした「ふるさと納税推進プロジェクトチーム」を設置し、柔軟な発想とその具体化により、ふるさと納税の拡大を図り、現在の状況を打開していきたいと考えております。

ふるさと納税は、税制を通じてふるさとへ貢献できる仕組みであり、寄せられた寄附金が子育てや教育、地域産業の振興や地域福祉等に充当されるなど、地方創生につながる大切な役割を担っております。今後、特産品を生かした返礼品を増やしていくとともにその趣旨に沿って適切に対応していきたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（永瀆茂樹君） 小川幸英君。

〔9番 小川幸英君登壇〕

●9番議員（小川幸英君） 先ほどの鳴門市の取組として、ナルトメイドカレンダーを1,500部作成、納税者等に送っているというようなことがありましたが、これが（カレンダーを示す）、こういう地元の桃とかイチゴとか、このようなカレ

ンダーを、職員が取材に回って返礼品を増やしております。先ほど、藍住町も若手職員でチームを作ったということがありましたので、町の返礼品の充実のために、特産品をもう少し増やしていただきたい。地元商店とかとの連携をどう考えているのかお伺いしておきます。

○副議長（永瀆茂樹君） 近藤経済産業課長。

〔経済産業課長 近藤政春君登壇〕

◎経済産業課長（近藤政春君） 小川議員さんの再問で、地元商店とどういうふう  
に連携していくのか、ということでございますが、今現在のところは、商店につき  
まして、職員で実際足を運んで回っている状態でございますので、これからにつき  
ましては、プロジェクトチームの中で検討事項といたしまして、これからどのよう  
に連携していくのか、などを検討して進めていきたいと考えておりますので、御理  
解のほど、よろしく願いいたします。

○副議長（永瀆茂樹君） 小川幸英君。

〔9番 小川幸英君登壇〕

●9番議員（小川幸英君） 最後になりますが、時間も余りありませんが、来年秋  
に完成とのことではありますが、文化ホールについて質問いたします。

このホールが完成すると、一人でも多くの町民が利用できるような、施設にして  
いただきたいと思います。秋のオープンに対して、オープニングセレモニーは考  
えているか伺っておきます。

○副議長（永瀆茂樹君） 近藤社会教育課長。

〔社会教育課長 近藤孝公君登壇〕

◎社会教育課長（近藤孝公君） 小川議員さんの文化ホールについての御質問に答  
弁をさせていただきます。

開館記念行事につきましては、（仮称）藍住町文化ホール・公共施設複合化事業  
基本構想の基本理念及びコンセプトにふさわしく、可能な限り多くの町民の方に御  
来場いただけるよう、行事内容や周知方法等を検討しているところです。また、一  
定の行事期間を設けて、複数回の記念行事を行う取組も検討しているところです。

まず、行事内容について、文化芸術は音楽、演劇、舞踊、伝統芸能、演芸など、  
多岐多様にわたっておりますので、町民の方の御意見等も参考にしながら、町民の  
皆様に楽しんでいただける記念行事が実施できるよう検討しております。また、公  
開番組などの招聘も検討しているところです。

周知方法につきましては、町民の皆様には町総合文化ホールが開館することを知っていただけるよう、町広報、ホームページはもとより、リーフレットやパンフレット等の活用を検討しております。以上、御答弁とさせていただきます。

○副議長（永瀆茂樹君） 小川幸英君。

〔9番 小川幸英君登壇〕

●9番議員（小川幸英君） まだ1年余りありますので、十分な時間があると思います。やはり、これは町民の皆さんの、あらゆる分野で活動されている方に入っていて協議会を作って、今後、どうしていくか検討していただきたいと思えます。これで、私の一般質問を終わります。

---

○副議長（永瀆茂樹君） 次に、8番議員、西川良夫君の一般質問を許可いたします。

西川良夫君。

〔8番 西川良夫君登壇〕

●8番議員（西川良夫君） 議長の許可により、一般質問を行います。

初めに、中小企業支援についての質問であります。経済状況は、デフレーション状態のままずっと低迷しておりますが、1月、3月期の速報値、政府が発表しております数字によりますと、GDPはマイナスになったという、そういう内容であります。したがって、GDPが下がるということは、所得も下がっているわけですから、非常に経済状況は厳しいというままに続いておりますが、そういう中で、中小企業の支援をしていこうということでございます。中小企業が新たに導入する設備に掛かる固定資産税を、自治体の判断で、3年間最大ゼロにできる特例措置を盛り込んだ生産性向上特別措置法が成立しました。同法は、中小企業の設備が老朽化し、労働生産性が伸び悩んでいることを背景に、中小企業の積極的な設備投資を後押しすることで、生産性の飛躍的な向上を進めるのが目的であります。本町でも4月の臨時議会で、税率変更の条例改正が可決されたところですが、適用されるための一番目の条件として、その市町村が、市町村内の中小企業が、年率3%以上の労働生産性の向上を見込む新規の設備投資をするときは、新規取得設備の固定資産税を3年間ゼロにするということを盛り込む導入促進基本計画を作り、その計画への経済産業大臣の同意を得ることです。

2番目の条件として、その市町村にある中小企業が、年率3%以上の労働生産性

の向上を見込む先端設備等導入計画を作り、市町村の認定を受けることとしております。この2つの条件を満たした場合に、ものづくり・サービス補助金及び持続化補助金、サポイン補助金、サポイン補助金というのは、大学等と連携した研究開発や試作品開発、販路開発を支援するものでありますが、それとIT導入補助金と4つの補助金が優先的に受けられるという制度であります。

そこで質問ですが、固定資産税をゼロにした場合の、想定される企業数と固定資産税の額とその影響をお尋ねします。固定資産税の額と影響については、なかなか数値化できないと思いますが、分かる範囲で、ということであります。

2番目に、ものづくり・サービス補助金は、申請の締切りが4月27日、持続化補助金は5月18日で締め切られております。サポイン補助金、IT導入補助金それぞれの補助金について、藍住町は、何社の中小企業者からの申請がありましたか。この中小企業支援については、以前からずっと、いろいろとありましたけれども、知らない人が比較的多いので、私もアンケート調査などを行いましたけれども、そういう制度があることを知らないという人が、かなりおります。そういうことで、町内の対象となる中小企業者に対して、どのように情報提供しましたか。その2点をお尋ねしたいと思います。

○副議長（永濱茂樹君） 近藤経済産業課長。

〔経済産業課長 近藤政春君登壇〕

◎経済産業課長（近藤政春君） 西川議員さんの御質問のうち、中小企業支援についての御質問に答弁をさせていただきます。

中小企業の労働生産性は伸び悩んでおり、大企業との差も拡大傾向にあり、中小企業が所有している設備は特に老朽化が進んでおり、生産性向上に向けた足かせとなっています。今後、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図るため、生産性向上特別措置法が施行されました。これにより、平成32年度末までの3年間を集中投資期間と位置づけ、国・市町村が一体となって設備投資の後押しを行うものであります。特例といたしまして、要件を満たした事業者の設備投資に係る固定資産税はゼロとなります。

商工会の全会員には、この内容を周知する予定としておりますが、町内で本特例に該当すると思われる企業数は10社程度の見込みです。なお、想定される固定資産税額についてですが、償却資産税の算出には、企業が購入した資産の取得価格に

その資産の耐用年数に応ずる減価率を乗じた金額の1.4%が税額となります。現段階では、各企業がどのような資産をどれだけ購入するか定かではないため、概算でもお示しすることが難しい状況ですので、何とぞ御理解のほど、よろしくお願いいたします。

また、本特例を適用した際の影響についてですが、先に申し上げましたとおり、本特例の趣旨は、老朽化が進む設備を生産性の高い新しい設備へ買換える後押しをするものです。町といたしましても、生産性向上が図られ、地域経済の活力が図られるとともに、多くの税収が見込まれます。これに加え、特例により3年間減額された税額の75%は、地方交付税措置の対象となる予定のため、町への負担はほとんど影響がないものと考えています。また、それぞれの補助金について、現在のところ、持続化補助金、サポートインダストリー補助金、IT導入補助金についての申請はありませんが、ものづくり・サービス補助金の申請は2社から出ております。

これらの補助金の周知については、藍住町商工会、商工会連合会を通じて各事業者に行ったほか、中小企業庁HPにも掲載をし、情報提供を行いました。以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（永濱茂樹君） 西川良夫君。

〔8番 西川良夫君登壇〕

●8番議員（西川良夫君） 答弁を頂きましたが、該当する対象の企業が10社というのはかなり少ないと思うのですが、国の説明では、一部の飲食店を除いて全ての企業が対象となっているので、これ、情報を提供したのが10社なのか、対象がもっともっと範囲が広いと思うのですが、これはどうなのでしょう。

それと、内容について、詳しくお聞きしたいのですが、支援の詳しい内容について市町村の裁量によって異なるというのは、導入促進計画の条件がいろいろと自治体によって異なるということなのですが、どういうふうはこの条件を判断するのかということをお尋ねします。

次に、経済状況はデフレーション状態がずっと続いているのですけれども、そういう状況の中において、業績が計画どおりにならない場合も想定されます。生産性が3%に満たなかった場合はどうなるのか。

次に、税の減免による固定資産税の減少分については、国が75%を地方交付税で補填するということになっておりますが、25%、先ほどの答弁によりますと、

町の負担はないという話でしたけれども、この25%分は、町が負担するようになっていると思うのですが、このあたりはどうかのでしょうか。

固定資産税ゼロの措置に取り組む自治体について、ものづくり補助金やIT導入補助金、小規模事業者持続化補助金などを優先的に受けられるようになることについて、今までの支援制度とはどういうふうに違ってくるのか、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

生産性特措法にはこのほか、革新的な技術やサービスについて、既存の規制を緩和するサンドボックス制度というのがあります。具体的に言えばどういう制度なのかお尋ねします。

同法と併せて成立した改正産業競争力強化法には、中小企業のIT導入の加速化のための支援体制強化を進めるというふうに書いておられますが、具体的にどういう支援なのかお尋ねしたいと思います。

○副議長（永濱茂樹君） 近藤経済産業課長。

〔経済産業課長 近藤政春君登壇〕

◎経済産業課長（近藤政春君） 西川議員さんの再問に答弁をさせていただきます。

まず、該当する企業が10社程度、これが少ないというようなことですが、これにつきましては、商工会を通じてちょっと聞いてみたところ、10社程度ということでしたので、また、そのあたりにつきましては、詳しく調べてみたいと思いますので、御理解のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、導入促進法計画の条件などが町独自の判断ですということかということですが、生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画は、現在作成中ではありますが、設備の種類、対象業種、事業などについて、町独自の判断で行えるので、幅広い事業者に対応できるようにしたいと作成をしております。

続きまして、目的の生産性3%に満たなかった場合はどうなるのかということですが、これにつきましては、事業者が作成する、先端設備等導入計画の期間は3年から5年を計画期間としており、期間終了時に年平均3%以上向上することを求めているものになります。未達成の場合、計画の取消し、罰則等はありませんが、達成できなかったことの理由などについて、しっかりと検討していただくということになります。

続きまして、税の減税による固定資産税の減少分について、最大75%、国が地方交付税で補填することになっているが、25%は町で負担するののかということ

ございますが、これにつきましては、確かに、3年間固定資産税に対する特例が適用されることにより、表面上は町への負担が掛かるように見えます。しかしながら、本特例による固定資産税の減額及び各種補助金が優先採択されることにより、企業が新しい設備の導入を決断するという事案も考えられます。この場合、本来であれば企業に購入予定のなかった償却資産に対して、4年後からは通常どおりの課税ができることから、最終的には、町の税収アップにつながるものと考えております。

続きまして、固定資産税ゼロの措置に取り組む自治体は、ものづくり補助金などを優先的に受けられるようになることについて、今までの支援制度より有利になるのかということでございますが、これにつきましては、固定資産税ゼロの措置に取り組む自治体は、補助金の補助率が2分の1から3分の2にかき上げされるため、有利になるということとなっております。

続きまして、生産性向上特別措置法には、サンドボックス制度というのがあるが、これはどういう制度なのかということでございますが、これにつきましては、各省庁で法律規制があり、その法律規制を解除するためには、各省庁へ一つずつ申請していく必要があります。例えば、ドローン飛行や自動運転なども規制はありますが、安全な場所であり、実証実験をする必要がある場合など、内閣官房が受付、各省庁に対して照会を掛けることで、まとめてクリアができるという制度でございます。

この法律と併せて成立した産業競争力強化法には、中小企業のIT導入の加速化のための支援体制強化について、具体的な支援強化ということでございますが、これにつきましては、対象事業者は中小企業に限らず、大企業も対象であり、最低5,000万円の投資が必要となります。ソフトウェア、器具備品、機械装置が対象であり、生産性向上を高めることを目的とし、事業所が投資計画を立ててデータ連携利活用をすることが要件であります。支援内容は税制措置であり、法人税などの税額控除が受けられるということとなっております。以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（永瀆茂樹君） 西川良夫君。

〔8番 西川良夫君登壇〕

●8番議員（西川良夫君） 答弁を頂きました。少し曖昧な点もありますけど、これからいろいろと企業の計画の申請とか、それから条例の制定とかといったことが、

○副議長（永瀆茂樹君） 西川良夫君。ちょっと質問の途中やけど、一生懸命勉強して質問をしているのに、もう少し大きな声で言うか、マイクを近づけて、ゆっく



り話をしてください。皆さんに周知できるように。一生懸命勉強しておるんやから。お願いします。

●8番議員（西川良夫君） 分かりました。答弁を頂きましたが、少し曖昧な点もありますけれども、また、詳しく聞かせてもらいたいと思います。こちらのほうも、ちょっと質問が分かりにくかったと思いますけれども、これからのスケジュールですけれども、企業の計画の申請とか、それから、法の施行のための条例の制定とか、いろいろスケジュールがあると思いますが、どういうふうになっていくのか、その点をお伺いしたいと思います。

○副議長（永瀆茂樹君） 近藤経済産業課長。

〔経済産業課長 近藤政春君登壇〕

◎経済産業課長（近藤政春君） 西川議員さんの再々問の、これからのスケジュールについてということですが、現在、生産性向上特別措置法に基づく導入促進計画を作成しております。完成後、国と協議を行います。これが約30日ぐらい掛かるのではないかと思います。国の同意を得た後、商工会と連携し、制度の周知を図ります。その後、町内中小企業者が先端設備等導入計画を作成しまして、町へ申請するので、町が審査を行い認定するという運びになっております。よろしくお願いたします。

○副議長（永瀆茂樹君） 西川良夫君。

〔8番 西川良夫君登壇〕

●8番議員（西川良夫君） 次に、高齢者対策についての質問であります。高齢化の進行は、生産年齢人口の減少に伴い人手不足が深刻な状況となっており、この人手不足は、最低20年は続くと言われております。それを補うため意欲のある高齢者は貴重な労働力として活躍する時代でもありますが、しかし、年齢を重ねるとともに身体能力の低下で、病気や介護状態になることも免れることはできません。

高齢者対策は、高齢になっても安心して日常生活が送れる環境を構築する政策であります。徳島県は、全国に先駆けた地域包括ケアシステムの構築を、2020年をめどに進めていく方針を示し、高齢者が生き生きと暮らし、笑顔あふれる長寿社会の実現を目標としております。

その高齢者の生活をサポートする地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメント業務、高齢者等の悩み事相談など、総合相談支援業務、権利擁護など包括的、継続的に支援業務を通じて、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進など福祉政

策の要として活動しております。高齢化に伴って今後ますます業務の拡大が予想されますが、県が計画している地域包括ケアシステムの構築は、今までとはどのように変わるのか。また、これまで以上に負担が増えると、今の体制で対応できるのかどうか不安になりますが、全国的にも、今までの、今現在の体制で対応できるかということをお尋ねしたいと思います。

また、県が計画している、地域包括ケアシステムの構築、藍住町でも段々と高齢化が進んでおりますが、世帯や単独世帯の増加が進んでおります。一方で平均寿命が長くなり元気な高齢者が、支えられる側から支える側に回り、地域で活躍する高齢者に期待が寄せられています。

県が掲げる、徳島版C R C構想については、消費拡大や若者の人口流出に歯止めが掛かるとして期待が寄せられております。県下各地でも進められており、藍住町の方向性を伺いたいと思います。

次に、孤独死の問題であります。高齢者に限らず、全国で毎年3万人余り、3万人と書いてありますが、5万人から6万人と言われております。右肩上がりに上昇しているとの調査結果から、その対策が課題となっているところであります。藍住町でも、誰も知らない間に亡くなっていたということが度々発生しておりますが、午前中の高齢者の見守りについては、答弁によりますと、緊急通報装置、また、協力事業所との提携により実施をしているという話であります。このように、緊急通報装置のような、次々と新しく進化していくハイテク機器を使つての安否確認も効果が期待できます。それと併せて、例えば、社会福祉協議会が主体となる老人クラブやボランティア団体、また、自治会、自治会では自治会に加入している加入者同士の安否確認など、自然に行われておりますけれども、そういった形で、地域見守り隊というのを設置して、生活に支障や負担のない程度で無理に進めるのではなく、緩やかにつながる程度の日常の挨拶や電話など遠巻きに、見守りを行うことが地域の安全や防犯にも効果があると好評であります。できる範囲でこういうことを始めてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。例えば、新聞が数日分たまっているとか、数日間雨戸が閉まったままである、あるいは、最近元気がない、また、ここ数日姿を見掛けないとか、また、会話がかみ合わなくなってきた、また、季節に合わない服装をしているとか、そういった状況は本人と関わることにより、少しの異変も把握し、情報を共有することにより適切な対応ができます。また、高齢者も離れた家族も安心して生活ができるのではないかと思います。当然これは、本

人の同意の上での話ですけれども、そういったことも考えられると思いますが、いかがでしょうか。

次に、高齢者の移動手段の確保についても、午前中、総務課長から答弁がありました。県の、平成31年から、春から、県の方針に従って進めていくという話なのですけれども、県の方針や指針というのは決まっても、例えば、地域によっていろいろと違いがありますので、過疎地であるとか、また、都市部であるとか、そういった個々の地域において、例えば、藍住町ではバスの便を増やして、できるだけいろいろな所を回って確保する、というような話にはならないと思うのです。指針や方針が決まっても、結局は、個々においては、それぞれの地域で考えていく必要があると、今現実には、そういう高齢者が増えてきて、免許を返納したとか、行きたい所もなかなか行けないと、現実にはバスを利用しても、便数が少ないし、時間帯もなかなか合わない、こういった高齢者が増えてきているのです。現実には、これは、町全体として、そういう高齢者がたくさん増えております。何とかしてもらいたいという話は、これ以前からあったのですけれども、そういうことを解決しようと思えば、バスの便を増やすと言っても、これは、バスの採算性が取れなければいけないわけですから、それも、もちろん、最大に活用して、そして、地域にある公共サービス、いわゆるタクシー会社か何かを、しっかりと活用できるような、負担を軽減して活用できるような、そういう方法を町独自で考えていかなければ、来年の平成31年を待って、方針を待ったとしても、結局は、町で考えていくようになるわけですから、そういうことを積極的に早めに進めていく必要があると思うのです。先ほどの答弁によりますと、町としては、それは全く考えていないというふうに、私は受け止めましたが、町としては、どうするのだということをまず、考えていくことは急務だと思いますので、そのあたりはどういうふうに考えておられますか。以上、答弁により再問いたします。

○副議長（永濱茂樹君） 佐野健康推進課長。

〔健康推進課長 佐野正洋君登壇〕

◎健康推進課長（佐野正洋君） 西川議員さんの御質問の中で、高齢者対策についてのうち、地域包括支援センター関係について御答弁させていただきます。

地域包括ケアシステムは、平成27年に改正された介護保険法に位置づけられているとともに、徳島県のとくしま高齢者いきいきプランにも盛り込まれており、「地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ

自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制」と定義付けられているところがあります。この地域包括ケアシステムは、全県一律の画一的なシステムではなく、その地域の人口規模や生活文化などの地域の特性を生かして構築されるものとされておりまして。

このため藍住町においては、具体的な取組として、平成28年度から在宅医療・介護連携の推進、平成29年度から認知症施策の推進に取り組んでおり、加えて、平成30年度からは地域ケア会議の推進と生活支援・介護予防サービスの基盤整備に係る事業に取り組むこととしております。

こうした事業は、地域包括支援センターが中心となって進めていくものであります。当然、地域包括支援センターだけでできることではありませんので、板野郡医師会や社会福祉法人、町社会福祉協議会などと十分連携しながら、地域を挙げて推進していきたいと考えております。地域包括ケアシステムは、団塊の世代が75歳となる2025年をめどに、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保されることを目指しております。

今後、藍住町においても高齢者人口の増加に伴い、医療や介護の需要増加が見込まれているところでもあり、着手している地域包括ケアシステムに係る高齢者対策事業の進捗状況や効果、課題などを今後検証し、中心的役割を担う地域包括支援センターの体制がどうあるべきかを検討してまいります。以上、御答弁とさせていただきます。

○副議長（永瀆茂樹君） 高田福祉課長。

〔福祉課長 高田俊男君登壇〕

◎福祉課長（高田俊男君） それでは、私のほうから、高齢者対策のうち、CCRC構想と高齢者の見守り対策につきまして、御答弁させていただきます。

CCRC構想は、もともと国の基本コンセプトでは、首都圏から高齢者が元気なうちに地方に移住し、積極的に就労や社会活動に参画することにより、地方の活性化に資するとともに、首都圏における介護事業所や介護人材の大幅な不足に対応することを目的としております。その後、首都圏からという部分が緩和され、中高年齢者の希望に応じた住替えとされ、更には、地域包括ケアシステムとの連携が盛り込まれております。

CCRC構想は、移住人口が増加することや、医療・介護サービスの活用が増え、地方での雇用の維持が図られるというメリットがある一方、実際に高齢者の移住ニーズがあるのかという点や、地方での受け皿や交通手段、社会保障費増額の懸念といった課題も挙げられております。

県内では、三好市や美馬市において取組が進められていると聞いておりますが、本町におきましては、過去30年間で人口は約1.5倍、そのうち高齢者人口は2倍になっているところであります。まずは町内にお住まいの高齢者の健康づくりや生きがい対策、安心して暮らせるまちづくりに注力していきたいと考えております。

もちろん、地方創生の一環として、多様な人材が移住し交流することは、大変重要であると認識しております。CCRC構想につきましても、国や県、他自治体の動向を注視しながら研究してまいりたいと考えております

次に、高齢者世帯の見守り支援について御答弁させていただきます。現在、町内の高齢者を見守り支援につきましても、地区協議会において年末に年1回の訪問活動や、町内各地の22の福寿会において、毎月会員宅ではございますが、見守り支援が行われていると聞いております。

独居世帯への訪問につきましても、個人情報などの問題もあり、なかなか、町からの情報提供は難しいところではございますが、現在、実施しております、福寿会の活動を活用した社会福祉協議会と協議をしながら、地域見守り隊の実施に向けて研究してまいりたいと思います。また、先ほど小川議員さんの御質問にお答えしましたが、民生委員による訪問活動、新聞販売店や郵便局との協定による見守り、更には、ただいまの見守り活動に加え、緊急通報装置の設置支援など、総合的な取組により、高齢者の孤独死防止に努めてまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○副議長（永瀆茂樹君） 梯総務課長。

〔総務課長 梯達司君登壇〕

◎総務課長（梯達司君） 西川議員さんの高齢者対策についての質問のうち、高齢者の移動手段確保はどのように検討されているのかについて、御答弁させていただきます。

高齢化に伴い高齢者だけの世帯や一人暮らしの高齢者が増加している中で、自分で出掛けるのは不安で、通院や買物に誰からも支援を受けることができず、御苦労されている方は少なからずおられると思います。

高齢者等の移動手段確保につきましては、障がい福祉や介護保険事業では、特定の要件に該当する場合の移動支援事業などの制度がございます。また、運転免許返納者に対して、路線バス事業者では、高速バスを除く路線バスの運賃を半額にするサービスや、一部のタクシー事業者では料金の運賃を1割引きにするサービスが実施されております。ただ、その他の移動手段については、検討していかなければならない課題であります。コミュニティーバスやデマンドバスの導入や、一部ほかの団体でも行われているような、買物や通院等での路線バスやタクシー利用に係る助成も考えられます。

また、バスの増便につきましては、現在のところ補助金を受けたといたしましても、運転手の確保が困難な状況であり、増便は難しいということで事業者のほうから聞いている状況でございます。

また、高齢化の進展、また、障がい者等移動手段を持たない交通弱者への対策は重要な課題となっております。しかしながら、実現には様々な問題がございます。他団体の取組状況、民間事業者の動向、財政の状況などからも、どういったことができるのか研究してまいりたいと思います。

また、県におきましても、次世代地域公共交通ビジョン等を策定する予定であり、そのビジョンに沿い、地域の実情に応じ、地域公共交通網形成計画等策定に取り組む必要がありますので、この計画策定に併せて研究してまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○副議長（永瀆茂樹君） 西川良夫君。

〔8番 西川良夫君登壇〕

●8番議員（西川良夫君） 答弁を頂きましたので、再問をいたします。

地域包括支援センターの活動については、平成28年から在宅医療、介護連携の推進をしてきたという答弁でありました。医療介護の連携は、お互いの忙しさで、ケアマネジャーも必要な情報が得られにくいという意見もあります。そういう中で、国の政策で療養病床が削減されているため本来入院すべき患者も、長期的に医療サービスを受ける必要のある患者が入院できず在宅生活を送ることになります。その結果として、さらに病状が悪化したり、家族が疲弊して介護離職につながるといった事態がこれから増えるのではないかと思います。そうならないように、例え、在宅生活を送っていても医療・介護が互いに連携し、地域全体を入院生活と同じ状態にしようというのが、医療介護連携の目的でないかと思います。

入院期間の短縮などで自宅に帰った場合、医療ケア、介護サービス両方の対応が必要になります。医療ケアは多業種が関係しており、患者の病気が今後どのように変化するのかなど、その情報が介護スタッフに共有されていなければ適切な処置ができません。また、医療関係者も介護状態の変化が伝わっていないと、措置が遅れるということになり互いの情報共有の連携は不可欠であります。

医療や介護サービスを受けていると、病院と介護施設を行き来することは日常的になりますが、サービスを利用する家族からは、医療と介護の関係をもっとしっかり連携してもらいたいといった意見もあります。医療、介護スタッフの連携強化を更に充実させるべきではないかと思えます。

高齢者の見守りの充実については、年1回ぐらいはやっております、という話ですけれども、それは、年1回では、ちょっと少ないのではないかと思えます。もう少し充実させて、日常的にそういうことができるような、地域のコミュニティーを作っていくという話ですから、年1回やっておるから、それでもう心配ない、ということではないと思えますので、そのあたりをどのように、更に充実させていくかということが、検討されるべきではないかと思えます。

今、子供の見守りは日常的にされていますけれども、高齢者版ということで検討をする必要があるのではないかと思えますがいかがでしょうか。

それと、高齢者の移動手段についての答弁がありました。これは、いろいろな関係事業者、あるいは、町でも独自にすることを協議していくということですが、現在、ある交通手段、新たにデマンドバスを走らせるとか、そういったことよりも、まず、それよりも、今ある交通手段を最大限利用しやすいようなそういう、例えば、徳島バスを利用するに際しては、70歳以上は無料チケットを配布するとか、それから、タクシーを利用する場合は、町内は半額にするとか、具体的に言えばそういったようなことも必要でないかと思うのです。まず、それを、そういったことをやってみて、そして、まだ更に必要であれば考えるという、こういう柔軟性を持って考えていく必要があるのではないかと思えます。もう2年も先の話では、今現在、いろいろ不便を感じている人への対応は、なかなかできないのではないかと思えますので、そのあたりをお伺いします。

○副議長（永濱茂樹君） 佐野健康推進課長。

〔健康推進課長 佐野正洋君登壇〕

◎健康推進課長（佐野正洋君） 西川議員さんの再問に答弁をさせていただきます。

在宅医療と介護事業の連携についてでございますが、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、平成26年の介護保険法改正において、市町村が実施する地域支援事業に、在宅医療・介護連携推進事業が位置づけられており、平成27年度から施行し、平成30年4月までには、全ての自治体において取り組むこととされております。

一方で、県では、徳島保健所が、改正介護保険法が運用される前の平成26年度に、医療・介護連携調整モデル事業として、医療機関から在宅へ患者が円滑に移行できるよう、介護保険の適用が考えられる退院患者情報をケアマネジャーにつないだり、逆に入院する際には、ケアマネジャーから医療機関に患者情報が適切に伝わる仕組みに取り組んだところであります。

本町におきましては、地域包括支援センター設置以降、医療と介護に係る相談業務を行っておりましたが、平成26年度の徳島保健所の動きに合わせて、相談体制を強化した結果、地域包括支援センターに寄せられた介護に係る医療機関からの相談、連携の延べ件数は、平成26年度555件、平成27年度984件、平成28年度1,145件、平成29年度1,258件と年々増加しております。

今後、高齢化の進展に伴い、ニーズが増加していくことが想定されることであり、行政機関、医療機関、介護事業所の連携を一層密にし、課題等も踏まえながら、切れ目のない在宅医療と在宅介護の情報提供体制の構築、情報の共有支援や相談支援、町民への普及啓発など連携が円滑に行われるよう、取組を推進してまいります。以上、御答弁とさせていただきます。

○副議長（永瀆茂樹君） 高田福祉課長。

〔福祉課長 高田俊男君登壇〕

◎福祉課長（高田俊男君） 西川議員さんの見守り支援について御答弁させていただきます。

先ほど申し上げました、年1回の訪問活動というのは、各地区協で年末において、年1回、一人世帯の方の訪問活動をされておると、それと併せまして、各町内の22の福寿連合会の各支部におきまして、会員さん宅ではございますけれども、見守り支援というのが月1回行われておるようでございます。

現在実施しております福寿会での活動を活用した取組で、先ほど申し上げております見守り隊の事業を実施していけないか、こちらのほうは、社会福祉協議会とともに、研究しながら取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願ひいた



します。

○副議長（永瀆茂樹君） 梯総務課長。

〔総務課長 梯達司君登壇〕

◎総務課長（梯達司君） 西川議員さんの高齢者移動確保の再問について、御答弁させていただきます。

高齢者移動確保は、今後ますます重要な課題であると認識しておりますが、実現には様々な問題がございます。他団体の取組状況、民間事業者の動向、財政の状況など考慮しながら、本町に適した交通体系や社会情勢に合わせた利用者の利便性の向上、交通事業者など関係機関と連携しながら、地域公共交通網形成計画等策定に併せて様々な角度から調査研究してまいりたいと考えております。御理解の上、答弁とさせていただきます。

○副議長（永瀆茂樹君） 西川良夫君。

〔8番 西川良夫君登壇〕

●8番議員（西川良夫君） 以上で終わります。

---

○副議長（永瀆茂樹君） 次に、10番議員、林茂君の一般質問を許可いたします。  
林茂君。

〔10番 林茂君登壇〕

●10番議員（林茂君） 議長の許可がありましたので、一般質問をいたします。  
理事者の方は、明確な答弁をよろしくお願いいたします。

まず、町長の政治姿勢についてお尋ねいたします。憲法9条の問題です。先の戦争で日本国民は310万人、アジア諸国民2,000万人が戦争で尊い命を犠牲にしました。この犠牲の上に日本は、再び武器は持たない、再び戦争はしないと、このように誓い憲法9条が生まれました。ベトナム戦争の時、アメリカが日本政府に自衛隊を派遣するように要請がありましたが、日本政府は憲法9条があるからと自衛隊の派遣を断りました。

安倍首相は、昨年憲法記念日に、新たに憲法9条に自衛隊を明記すると憲法改正の提案をしました。憲法に自衛隊を明記するのならいいのでないか、このように、たくさんの方がお考えになっている状況ですが、この自衛隊は災害救助で頑張っている自衛隊ではなくなりました。なぜなら、閣議決定で集団的自衛権が行使できる自衛隊になりました。憲法9条の3項に新たに明記することで、1項の戦争放棄、

2項の戦力不保持は死文化します。安倍首相が1項、2項を残しておくからと言いますが、後からできた法律が優先するというのが、法の原則であります。新3項に書かれた、自衛隊は海外での武力行使が可能になります。この結果、自衛隊は国軍となり海外で武力行使ができる国になるわけです。

作家の瀬戸内寂聴さんの、少し紹介をいたします。「戦争にいい戦争などはありません。戦争はすべて集団人殺しです。今後もあつてはならない。命をかけて反対しましょう。」と、憲法9条を守るために、呼び掛け人の一人として、安倍改憲N〇の全国3,000万人署名を呼び掛けています。

現在、安倍政権で軍事費は、毎年増額される一方、社会保障費は毎年削減されています。70歳から74歳の窓口2割負担、診療報酬のマイナス改定、介護保険の要介護1・2の抑制、児童手当の所得制限も世帯合算で、国民には負担増と給付の削減です。今年4月から市町村国保を県単位に統合、将来的には、県ごとの保険料設定で、国は補助金の削減を狙っているわけです。地方自治体に対する補助金カットなどで影響が出てくると思いますが、このことについて伺います。

憲法99条は、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」と定めています。憲法は国民が守るものでなく首長とか職員とか、もっと言えば、国の側や自治体の側で仕事をする、そういう皆さんたちが守らなければいけない法なのです。9条改憲について町長の見解を伺います。

憲法15条2項では、「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」と定められています。安倍政権では、お友達優遇政治で信頼が大きく揺らぎました。この点で行政は、中立・公平・透明性の確保が非常に重要でございます。このことにつきまして、職員に対する指導等どのように行っているのか、この点で町長の見解を伺います。

○副議長（永瀆茂樹君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 憲法について、林議員から御質問がありましたので、答弁をさせていただきます。

憲法は、前文及び11章103条からなり、象徴天皇制、戦争の放棄、国民主権、基本的人権、国会、内閣、裁判所、地方自治など基本原理を定めており、現在の日本の国家形態、統治組織、統治採用を規定している最高法規であると認識しており

ます。

憲法96条には、改正に関しては、衆参両議院で3分の2以上の賛成で発議、国民投票で過半数の賛成を要するとされておりますが、施行以来71年間、これまで一度も改正は行われておりません。ちなみに、諸外国においては、第二次世界大戦終結以降、2016年までにアメリカでは6回、カナダでは17回、フランスでは27回、ドイツでは60回、イタリアでは15回、韓国では9回の憲法改正がなされております。もちろん、それぞれの国において、憲法の成り立ちや位置づけは異なるものであり、一概に比較できるものではないことは承知いたしております。我が国においても、最高法規は簡単に改正できるものではないという考えと、時代に即して改正もあり得るという両面の考えがあることは、誰しも認識しているところであり、従前から憲法の幾つかの条項に対し、その解釈と改正した場合の影響について、様々な見地から議論がなされてきたわけであります。

御質問の憲法9条、戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認につきましては、常に注目され、その解釈と改正議論が最も関心を集めてきたと認識しております。例えば、国権の発動たる戦争とはどこまでの範囲を示すのか、自衛隊の存立及びその活動が9条に抵触するのかどうか、といったことがこれまでも質疑、議論されてまいりました。また、憲法第13条に国民の生命、自由、幸福追求権は国政の上で、最大限尊重されるとうたわれております。国民の生命、自由が、例えば、テロリストや海外からの武力抗議により脅かされる、また、その懸念がある場合、13条に従えば、政府は国民を保護し、攻撃を排除しなければならないこととなりますが、それでは、9条と13条の関係はどうなるのか、どちらを優先すべきなのかといった論点も提起されております。日本が主権国家である以上、自衛権を有することは当然であるとの見解も示されておりますが、この点については、私もそのとおりで考えております。ただ、防衛に関しては、国の専管事項であり、憲法第9条の改正につきましては、我が国の平和と安全を維持するとともに、国民の生命、財産、自由を守る上で、この条項がどうあるべきかを立法府である国会において、また、国民間において、しっかり議論をしていただきたいと思います。

次に、行政の中立・公平・透明性についての御質問でございますが、憲法第15条第2項に「すべての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」と記載されております。また、地方公務員法第30条にも「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する」と記載されております。このため、

町職員と正規採用される場合は全員に、日本国憲法を尊重し、かつ擁護する。全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行する旨の宣誓書に記名押印して提出させているところであります。加えて、職位職階に応じて、随時、職員研修を実施しており、継続的に意識付けが図られるよう指導を行っております。もとより、憲法及び地方公務員法の趣旨を常に胸に刻み遵守することは、公務員として当然のことであり、今後とも、高い倫理観を持ち町民福祉の向上のため、日々業務に精励してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（永瀆茂樹君） 林茂君。

〔10番 林茂君登壇〕

●10番議員（林茂君） 今、町長から答弁を頂きました。憲法の9条の問題ですが、これはかなり議論をしなければ、なかなか解明できないと思うのですが、一つは、今の段階での専守防衛は、これは認められているわけです。今回の9条の改悪の最大のポイントは、新たに自衛隊を明記すると、自衛隊を明記するというのは、先ほど言いましたけれども、これは災害救助で頑張っている自衛隊ではなくなったと、集団的自衛権の行使ができると、これは閣議決定されたわけです。集団的自衛権の行使は何かと言いますと、他国から日本が攻撃を受けていなくても、他国を攻撃ができる、これが集団的自衛権の行使です。ここで大きく、今、分かれているところです。町長の見解はよく分かりました。憲法15条の2項については、全くそのとおりだと思います。是非、これから、行政の中でこの立場をやっぱり貫いていただき、町民から、やっぱり藍住町は違うという、そういう意気込みを示していただきたいと思います。とりわけ藍住町では、入札の問題とか、多くの町民の方々が感心を持たれていることもあります。人事の問題も、採用の問題もいろいろと、今まで問題が議論されてまいりました。この点で、しっかりとひとつ、町長の見解どおり、よろしく願いいたします。

それでは、2点目の質問に入ります。藍住町の子育て支援事業計画についてです。今回、「藍住町子ども・子育て支援事業計画」という、平成27年の3月に発行されたすばらしい小冊子の中で、私は幾つかこれからの子育ての中で、今、起こっている問題点等について質問をさせていただきます。まず、厚生労働省が2014年にまとめた報告書によりますと、日本の子供の相対的貧困率は16.3%、実に日本の子供の約6人に1人が貧困状態にあることを示しています。貧困率算定のベースとなる貧困ラインは、1人当たり年間122万円で暮らす生活であり、親と子1

人ずつのひとり親世帯（２人世帯）に換算しますと、年間１７３万円、月額約１４万円での生活となり、修学旅行に行くのも難しく学びたくても塾に行くこともできません。このような経済の状況でございます。とりわけ母子家庭など、ひとり親世帯の状況は過酷です。貧困率は５０．８％です。調査では、母子世帯の８２．７％が「生活が苦しい」と答えています。「貯蓄がない」と回答した母子世帯は３７．６％に上り、全世帯平均１４．９％の２倍以上となっています。子供のいる世帯への経済支援を一層強める必要があることを浮き彫りにしています。

貧困問題はどの世代にとっても深刻ですが、発達、成長過程にある子供時代の貧困というのは、健康や学力など、子供に必要な条件が経済的困窮によって奪われるという点など影響は大きく子供本人の人生だけでなく、社会全体にも損失をもたらします。２０１４年のＯＥＣＤ（経済協力開発機構）のまとめでも、日本の子供の貧困率というのは、先進国の３４か国中、１０番目に高い数字でございました。

このような子供たちを取り巻く生活環境の中で、自治体の果たす役割というのは非常に大きいものとなっています。今回、担当課から、私、資料請求をいたしまして、詳しい資料を提出をしていただいておりますので、答弁等の時にこのことをよろしくお願いたします。

具体的な質問を行います。まず、１、児童福祉法２４条では、保育に対する町の責任がある、とこのように明記をされています。町の保育対象児童数は、平成３０年で入所している子供は何人か。そして、保育所に入っていない子供は何人か、お尋ねします。各保育所の定員数と入所状況、さらに、待機児童をなくすための施策、このことをお伺いします。

２、経済的な負担を軽減してほしい、この声は町が実施した、これです。（資料を示す）「藍住町子ども・子育て支援事業計画」のアンケートの中で、約６割の方々が経済的な負担を軽減してほしいという、このようなアンケートの調査結果が出ているわけです。

板野町では、子育てに対する経済的支援の充実を図るため、平成２８年１０月から保育料無料化を実施いたしました。この結果、子育てをしている方から評判が良く、他町から板野町に移り住む人も出ていますとされています。

藍住町がこのように実施すると、必要な予算額は幾らいるのか、無料にした場合です。それから、石井町では２人目から保育料が無料になっています。藍住町で実施すると、必要な予算額について幾らになるのかお伺いします。

石井町では、この保育料、2人目から無料と、もう一つの点では、更に1人目から出産祝い金も、出産祝い金が第1子3万円、第2子が5万円、第3子以降10万円を支給しています。この点で、子育て支援策として、藍住町もこの出産祝い金等を検討すべきでないのかと思うわけです。この点でお伺いします。

3、藍住町で児童扶養手当を受けている母子世帯数について伺います。この中で非婚、未婚のひとり親家庭の保育料についてですが、他の母子世帯と同様に軽減されているのかについてお伺いします。

4、公営住宅の問題です。2015年10月、国土交通省が公営住宅で入所基準や家賃の算定で、非婚のひとり親に寡婦控除のみなし適用をする政令改正を行いました。施行は2016年10月からです。町営住宅の中にも未婚の方がおいでになるのではないかと思います。先ほどの資料でも明らかになりました。32名の方が、町営住宅の入居者について、家賃の減免とか、寡婦控除のみなし適用がされているのか、この点の状況がどうなっているのか少しお伺いします。

そして、さらに国も子育て支援の観点から、地方の動き、後ほどまた、発言させていただきますが、差別解消として9月から内閣府と厚生労働省の事業として、非婚のひとり親への寡婦控除のみなし適用が始まるわけですが、町として、この対応をどのように考えているのか、この点もお伺いします。

5、保育料の滞納について、各いろいろな事業をしている場合は、滞納がどうしても発生します。滞納がどのような状況になっているのか、併せてお伺いします。

○副議長（永瀆茂樹君） 高田福祉課長。

〔福祉課長 高田俊男君登壇〕

◎福祉課長（高田俊男君） 林議員さん御質問の保育所の入所関係につきまして、御答弁させていただきます。

まず、町内のゼロ歳から3歳までの児童数でございますが、1,360人となっております。また、各保育所の定員、入所状況につきましては、各保育所において定員の弾力化を実施しており、平成30年4月1日時点で、中央保育所で、定員233人に対しまして入所児童数223人、ひまわり保育園で定員140人に対しまして入所児童数134人、あいずみ保育園で定員140人に対しまして入所児童数139人、あおば保育園で定員64人に対しまして入所児童数56人、あいずみ北保育園で定員44人に対しまして入所児童数44人、ゆめあい保育園で定員20人に対しまして入所児童数20人となっております。

続きまして、待機児童対策についてでございますが、平成30年4月1日時点での入所希望者に対しまして、全員受け入れることができまして、待機児童はございませんでした。

なお、今後の待機児童解消に向けての取組といたしましては、本年度、民間における認可保育所の新設について予算計上させていただいておるところでございます。施設の増設により、待機児童解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、経済的負担軽減についての御質問ですが、全ての保育料を無料化した場合は、約1億5,400万円、また、2人目から無料化した場合は、約3,100万円の予算が必要と推計されます。なお、国においては、昨年12月に新たな経済政策パッケージを閣議決定しており、消費税が10%に増額される2019年10月から、幼児教育及び保育の無料化を検討しているとのことであり、先日公表された経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる、骨太の方針2018の原案にもこのことが盛り込まれております。

また、1人目からの出産祝い金の支給につきましては、子育て支援は、国、県はもとより、どの自治体においても重要な政策課題であり、特色を生かした取組がなされております。本町においても、多子世帯における保育料の無償化、早い段階からのファミリーサポートセンターの整備、県内初の病児・病後児の預かりなどを実施してまいりました。更に、今年度、放課後児童クラブを小学校6年生まで拡大するとともに、子どもはぐくみ医療助成については、中学校修了から高校修了まで拡大することとしております。

御質問の出産祝い金は、他の自治体の状況は十分把握いたしておりませんが、急速に少子化が進み、出生数が少ない自治体における一つの支援策であろうと思っております。本町においては、ここ10年、出生数は300人台を維持しており、町の実情に応じた子育て支援に今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、児童扶養手当を受給されている母子世帯につきましては、379世帯となっております。

また、ひとり親世帯の保育料の軽減は、世帯の階層区分が第1階層から第4-1の階層に該当される世帯で、ひとり親世帯の方につきましては、申請により軽減を受けられることとなっております。

次に、未婚のひとり親世帯への寡婦控除のみなし適用への対応につきましては、国の事業であります児童扶養手当と児童手当の受給者の方に対しましては、国から

の通知により、平成30年度支給分から適用されることとなっておりますが、町が徴収しています保育料、放課後児童クラブ利用料等につきましては、現在、寡婦控除みなし適用を実施していないのが現状でございます。

県内では、鳴門市において、保育料の算定に当たり、みなし適用を実施しているところですが、本町としましても、今後の子育て支援や福祉サービスの拡充のため、既に実施している自治体の取組について、研究してまいりたいと考えております。

最後に、保育料の滞納状況についてでございますけれども、本日、お配りしております資料によりまして、平成29年度、件数17件、金額にいたしまして36万5,750円から以下、28年度、27年度、26年度、25年度となっておりますが、合計件数として、190件、358万5,300円の滞納状況となっております。以上、御答弁とさせていただきます。

○副議長（永瀆茂樹君） 東條生活環境課長。

〔生活環境課長 東條芳重君登壇〕

◎生活環境課長（東條芳重君） 林議員さん御質問について御答弁をさせていただきます。

藍住町子育て支援事業計画についてのうち、4番の非婚ひとり親家庭の町営住宅の入居者は、家賃減免の寡婦控除のみなし適用がされたが、町営住宅入居者の状況についての御質問でございますが、町営住宅入居者については、平成28年10月1日に施行された公営住宅法施行令第1条、3条、法に規定された方が対象となりますが、本町の町営住宅入居者につきましては、現在、みなし適用の適用者はおりません。

今後も、毎年の収入申告書の提出時に確認をして、適正な運用に努めてまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○副議長（永瀆茂樹君） 林茂君。

〔10番 林茂君登壇〕

●10番議員（林茂君） 答弁を頂きましたので再問をいたします。

母子世帯の中で寡婦控除の問題で答弁がありました。そこで、共産党の山下芳生参議院議員が、この問題を国会で取り上げました。それ以前に、日本弁護士連合会が母子世帯の問題について要請を国にもいたしました。その基本的な中身を少し発言いたします。同じ母子世帯でも、非婚ということだけで、保育料の負担が大きい。死別や離婚のひとり親と同じ経済的支援を受けられるように、法改正を行い非婚の



母にも寡婦控除を適用するように質問をしました。法改正するまでの間は、このような差別があるので、差別解消するためには、寡婦控除のみなし適用を行ったかどうかというようなことで、要求をしたわけです。この質問は、地方議会でも多く取り上げられるようになりました。そして、既に、寡婦控除のみなし適用が実施されているのは政令市、中核市、東京23区、県庁所在地の計105市区の88%に当たる92市区が、2017年度の保育料のみなし適用をしていることが明らかになりました。そして、厚生労働省が全市区町村を対象に、2016年8月に調査を実施しました。その調査結果では、都市部で36%が保育料のみなし適用をしています。先ほど、答弁にありました、鳴門市もこのような状況です。

寡婦控除は、所得税法に基づく所得控除の一つです。所得制限はありますが、配偶者と死別、離別したひとり親や、死別した女性を対象です。結婚歴、婚姻歴のない非婚のひとり親（シングルマザー）は、寡婦控除の適用は受けられません。同じ母子世帯でありながら、寡婦控除規定が適用されないことにより、寡婦と比較すると著しい不利益を受けていると、これは非婚の母を合理的な理由もなく差別するものであり、憲法14条等に違反するということで、日本弁護士連合会が申立てたわけです。少し、この点で、町から資料が出されていますので、ちょっと見ていただけますか。町の保育の対象児童数の表面、その次の面です。藍住町の保育所の利用負担額表というのがあります。それで、第4-1の階層のところを見ていただいたら、区分がずっと、上から、生活保護世帯とか市町村民税の非課税世帯ということで、市町村民税の所得割のある世帯所得割課税額がどれだけの金額かということで記載されています。第4-1階層を例に取りますと、こういうふうな計算になるわけです。寡婦控除が適用されると下段の数字が保育料になるわけです。第4-1で少し試算をしました。ここで対象になるのが、年収が228万円、月収にすると19万円で、子供さんは3歳未満が1人、保育料は3万円。3歳児1人、2万7,000円で、2人の保育料は5万7,000円必要になるわけです。これが、寡婦控除が適用されていない場合です。寡婦控除が適用されると下段の、3歳未満は9,000円、3歳児は2万7,000円が6,000円で、2人分の保育料は1万5,000円で済むわけです。非婚の場合は4万2,000円高くなりますから、その差は3.8倍です。非常に経済的負担が大きいということです。みなし適用を行いながら、子育て支援で頑張っている母子家庭の皆さん方を自治体が支援をしていくということで、先ほどの、先進的な実態の数を紹介したところです。

こういうことから、是非、同じ母子世帯でも、婚姻歴があるか否かで寡婦控除の適用から除外されて、非婚の母が差別されると、経済的に一層困窮に追い込まれると、これは憲法上も、子どもの権利条約から見ても許されません。非婚のひとり親に寡婦控除を適用する、所得税法の改正が強く求められるわけですが、法改正を待たずに、先ほど言いました、内閣府の通知のとおり、是非、実施をしていただきたい。これは、そんなに難しい問題ではなかろうかと思うのです。他の自治体が積極的にやっているということ、ひとつ理解をしていただきたいと、これが1点です。

先ほど、答弁の中で、保育料の軽減につきまして、板野町、板野町は無料だということで、ここで1億5,400万円からお金が要ると、石井町では2人目から保育料が無料になっているということで、大体3,000万円、3,076万円必要だと、こういう答弁でございました。やはり、子育て支援を、経済的な側面から支援をしていく、このことをもう少し考えていただいたらいいのではないかと、今まで私がいろいろ要望したら、財政的な問題がたくさん出てきました。町財政が大変厳しいということで、これに私は、いろいろと反論してきましたけど、この点で、他町の積極的なところも取り入れていただくと、石井町の問題も言いました。出産祝い金を第1子に3万円出しているのと、この答弁については、石井町の例を上げられましたけど、いわゆる、人口が余り増えない、そういうところの子育て対策の支援策の一つだと、藍住町は現在、毎年300人程度増えていると、ですから、こういうことで、増える、増えないという問題ではないと思うのです。根本的なのは。経済的な、そして、子育てがしやすい藍住町にどう作り替えていくかということでの、財政投資を私は提起しているわけですから、是非、こういうところを考えていただきたい。この点について答弁をお願いします。

○副議長（永濱茂樹君） 高田福祉課長。

〔福祉課長 高田俊男君登壇〕

◎福祉課長（高田俊男君） 林議員さんの再問にお答えさせていただきます。

まず、保育料の軽減措置でございますけれども、本日お渡ししております資料の中で、御説明を今、議員さんより頂いたところでございますが、階層1から4-1の階層までにつきましては、この下段書きの適用につきましては寡婦控除のみなし適用された方がここになるというわけではございません。裏の面を見ていただけたらと思います。裏面の8番、母子（父子）世帯、在宅障害児（者）のいる世帯に該

当する場合、本町の場合、ここはひとり親世帯、非婚、未婚も含めまして、ひとり親世帯の方につきましては、申請があった場合にこの下段の保育料を適用しているということでございますので、みなし適用をされた場合に、この下段になるということではございませんので、御理解のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

未婚のひとり親世帯への寡婦控除のみなし適用についてでございますけれども、寡婦控除のみなし適用実施につきましては、適用することによる財政負担や子育て支援事業だけでなく、障害福祉、また、健康増進事業など幅広く対応を考えていく必要があると考えております。先ほども御答弁いたしました、既に取り組んでいる自治体につきまして調査、研究して、取り組んでいくかどうか、研究してまいりたいとこのように考えております。

また、出産祝い金についての御質問でございますけれども、繰り返しの答弁になりますけれども、本町におきましては、実情に応じた子育て支援という部分に特化して今後も取り組んでまいりたいと、このように考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願ひいたします。以上、御答弁とさせていただきます。

○副議長（永濱茂樹君） 林茂君。

〔10番 林茂君登壇〕

●10番議員（林茂君） 今、答弁を頂きました。少し、寡婦控除のみなし適用について、国のほうの、いわゆる、法の改正までの間、こういうみなし適用をするべきだという、一定の内閣府の方針なのです。ですから、きちんと、やっぱり、受け止めていただくと、それがまず一つの問題です。

それから先ほどの、下段の金額を言いました。3万円のところが9,000円になると、これは、ただし書のところで、裏面のところで紹介されました。全て、申請主義のお話でした。これは、未婚の場合、母子家庭とか未婚の場合は、先ほどの資料が添付されたように、この中で、母子世帯の中で、未婚という方々がこれだけいると、32人。これは税務課で、つかめるのではないかと、そういう人たちは、やはり、きちんと、適用ができるような、そういう配慮もいるのではないかと、まだ、知らない方もおいでになると思うのです。こういうことも、やっぱり、行政として親切にしていきたいと、これは要望です。

○副議長（永濱茂樹君） 林茂君、もう、時間ないよ。

●10番議員（林茂君） はい、分かりました。

それでは、最後の質問に入ります。地域経済活性化対策についてです。アベノミ

クスの5年間で大企業とか、富裕層の利益は大きく増える一方、働く人の実質賃金は年15万円も低下しています。家計消費は22万円も落ち込んでいます。これでは、地域が疲弊するのは当たり前なのです。藍住町の場合は、若干、人口が増えて、今、世帯数もどんどんと増えていると、その結果、税収が今年の予算では、前年度から比べて、固定資産税と町民税を入れたら5,200万円も税収が増えると、他の自治体とは少し違うのですが、町民の皆さんの懐というのは、他の自治体の町民の方と同じだということを是非、理解をしてください。

地域経済活性化対策としては、一番大きな柱というのは、手立ては、賃金の引上げ、消費購買力を高める以外に地域の経済は活性化しません。この点でどのように考えておられるのか。

次に、具体的に少し、賃金の引上げの点で、国は建設従事者の後継者不足解消へと2012年から6年間で、大工職では1万5,000円から2万1,200円と、6年連続41%の設計労務単価の引上げを行ってきました。公共工事で積算された賃金が、残念ながら、末端の労働者までに行き渡っていないということです。この点で、今まで質問をしてきましたが、実際、現場でどのような状況なのか、現在、文化ホールが建設中なので、その状況等もひとつ調査をしていただいたらどうか。

それから、こういうような賃金の、非常に低賃金ということで、県内の建設就業者数も減少傾向にあります。2000年の4万4,151人から、2015年は2万7,100人と17,000人も減少しました。そして、若い就業者、29歳以下は7,735人から2,102人と5,600人も減少し、若者が入職しない、このような建設産業なのです。最大の理由は、仕事がきつく、その割に収入が低いということです。これが最大の問題ということで、政府を挙げて公共工事の労務単価の積算をここ6年間、ずっと毎年上げてきた。ここが最大の理由です。

2、当町議会で、公契約法制定を求める意見書が採択されました。この意見書の趣旨を生かした取組はされているかどうか。

3、地域経済活性化対策として、住宅リフォーム助成制度というのが非常に好評です。全国では住宅が573自治体、店舗が107自治体で、この住宅リフォーム助成制度が取り組まれています。県内では、今年4月からリフォームの助成制度が始まった那賀町を含め、徳島市、阿南市、鳴門市、阿波市、美馬市、石井町、つるぎ町、北島町、上板町、佐那河内村の11自治体で実施されております。住民からも、そして、仕事を請け負う建設関連業者からも好評を得ています。住宅リフォー

ム助成制度の創設をと、地域の組合から町へ毎年要望が出されています。商業店舗も対象にした住宅リフォーム助成制度を創設するように要望したいと、このように毎年考えて、私も質問をしているところです。町の対応について伺います。

4、町発注工事は町内業者に優先する、とこのように今まで答弁を頂きました。小規模工事登録、随意契約、指名入札の発注状況と地元業者の育成策について、どのように考えているのか、お伺いします。

○副議長（永濱茂樹君） 高木建設課長。

〔建設課長 高木律生君登壇〕

◎建設課長（高木律生君） 林議員さんの御質問のうち、地域経済活性化対策について御答弁をさせていただきます。

まず、公共工事で積算された賃金が末端まで届いていない、実際の現場労働者の方々の賃金を調査するべきでないか、支払いされるようにする手立てについて、国は技能労働者の育成確保には、適切な水準の賃金の支払いが極めて重要であるという観点から、建設業団体の長に対してその旨を通知しております。国からの通知の内容を十分に守るよう指導をしていきたいと思えます。また、積算された賃金の支払いについては、契約書に添付している指導事項の中で、建設労働者の雇用条件の改善等について記載がございますので、その内容について指導をしていきたいと考えております。

次に、公契約法制定を求める意見書の趣旨を生かした取組につきましては、先に申しました契約に係る指導の中で、建設労働者の適正な賃金が確保されるよう促すとともに、処遇改善を通じて建設業への入職促進、担い手確保につながるよう、建設労働者の適正な労働条件の確保と公共工事における安全や品質が適正に確保されるよう、契約業者に公契約法など関係する法令を遵守するように指導していきたいと考えてます。

次に、住宅リフォーム助成制度の創設ということですが、以前より何度か御質問を頂いておりますこの制度につきましては、住環境の活性化とともに、地元業者への発注による地域の活性化につながるものと思えます。しかしながら、本町におきましては、住宅の耐震化を重点的に進めているところでございます。住宅の耐震改修とともに、簡易な耐震化と併せて行うリフォームの県の助成制度であります「住まいの安全・安心なリフォーム支援事業」を行っております。まずは、この制度を進めてまいりたいと考えておりますので、御質問の住宅リフォーム助成制

度の創設につきましては、現時点では見送りさせていただいておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、町発注工事は町内業者を優先することにつきまして、建設課所管の土木工事は、県のランク付けを参考に町内業者のみを指名しており、A B Cの3ランクに分け、設計金額に応じた指名をいたしております。水道本管の布設工事も町内業者のみの指名であります。地元業者の育成において、地元でできる工事と判断したものについては、今後とも地元発注に心掛けてまいります。また、大手発注工事で下請業者は地元業者を使うことにつきましては、従来より、契約締結時及び工事の打合せ時において、地元業者を優先して使用してもらえようをお願いをしており、元請負からの工事施工体制台帳の提出により、下請負名簿も添付されますので、それにより確認をしております。今後とも指導をしていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

町発注工事の状況につきましては、お手元の資料、3枚目の6番の中に記載しましたとおりであります。町内業者への発注割合につきましては、平成28年度については随意契約発注割合56.8%、請負金額割合32.2%、指名入札発注割合52.3%、請負金額割合58.1%、平成29年度につきましては、随意契約発注割合54.2%、請負金額割合26.3%、指名入札発注割合46.3%、請負金額割合54.5%となっております。なお、本町の特異な事情といたしまして、舗装業者が町内にはないなど、全て町外の業者に発注せざるを得ないものがあり、町外業者への発注件数、請負金額ともそのことを含めて示しておりますので御理解を頂けたらと思っております。以上、答弁といたします。

○副議長（永瀆茂樹君） 林茂君。

〔10番 林茂君登壇〕

●10番議員（林茂君） 答弁を頂きましたので、再問をいたします。

是非、先ほど私が要望した点等について、指導事項の中にきちんと入れていただいて指導をしていただきたいと思います、このように思います。

一つ、住宅リフォーム助成制度なのですが、いつも答弁の中に、耐震化と併せたことの答弁で、見送りだと、こういう結論なのですが、それでは、一体、先ほど紹介をしました、那賀町を含めた11の自治体が、県内、今の方針である耐震化の事業をやっていないかということ、ほとんどしていると思うのです。ですから、どの点がいいかということ、11自治体を是非調査していただいて、経済効果がどのよ

うに波及しているのか調べていただきたいと、このことをひとつ、要望いたします。

それから、随意契約と指名入札の詳しい資料を頂きました。確かに、舗装とか特殊な工事については、町内業者で請負ができないという工事もあると思うのですが、全体的には町内業者をどのようにして優先をして仕事をしてもらうか、そのことが町内業者の健全な育成になるのではないかと、それをしなかったら、町内業者の価値がなくなると思うのです。そういう点では、町内業者を育成していくというのは、やはり、仕事をしてもらうような施策をどのようにこの中で、公共工事の発注の中で考えていただけるのか、是非、ひとつ検討してください。この数字を見たら、割合が全然、もっと、もっと、いい割合になってもいいのですけれども、町内の業者が8割とか、こういうのだったらいいのですけど、半数ちょっとなので、金額にしても、半数というふうな状況ですから、是非、この点ひとつ。

○副議長（永瀆茂樹君） 高木建設課長。

〔建設課長 高木律生君登壇〕

◎建設課長（高木律生君） 林議員さんの再問にありました、住宅リフォーム助成制度について、各自治体の内容について調査せよということでありましたので、十分に調査をさせていただきます。

それとともに、発注状態の中で、御指摘の町内業者優先につきましては、十分、念頭においてやっておりますので、今後とも続けていきたいと思っております。それとともに、どういう発注状況を取ればいいのかというのを、再度、検討していきたいと思っておりますので、よろしく御理解お願いいたします。

○副議長（永瀆茂樹君） 林茂君。

〔10番 林茂君登壇〕

●10番議員（林茂君） 以上で、私の一般質問を終わります。

●14番議員（佐野慶一君） 議長。

○副議長（永瀆茂樹君） 佐野慶一君。

●14番議員（佐野慶一君） 今の林議員の質問の中で、一番最初の所、ちょっと読み上げます。防衛費は毎年増額されておると、一方、社会保障費は毎年削減されておると、これちょっと違うのではないのかと思うけど、林議員の質問でも社会保障をいっぱい言えるけれども、削減されよったら、今の社会保障は、とてもできないと思うけど、ちょっと、私が聞いておるところによったら、平成29年度から平成30年度の国の予算は5,000億円ぐらい増額されておるように聞いておるけ

ど、どうなん、総務課長、分かる範囲で説明してくれるか。資料ないん。（「国に聞かな分らんわな。」の声あり）私がインターネットでさっき出した資料によると、平成29年度から平成30年度は5,000億円、この10年間で1兆2,000億円上がっておるんやけど、これ下がっておるといのは、ちょっとおかしいと思うけど、林議員、社会保障費。

〔森志郎議員、「あなた、間違っておるんだったら、訂正せなあかんで。」  
の声あり〕

○副議長（永瀆茂樹君） 林茂君。

●10番議員（林茂君） 社会保障費の削減というのは、毎年、高齢化していくということで、それに伴って、医療費、介護保険等の自然増加があるわけです。今年の予算で既に500億円削られております。その結果、先ほど、このような給付の、いわゆる、改悪がされてきたと、こういうことなのです。軍事費については、5年間調べてください。安倍政権になってから、どんなふうになったか。

○副議長（永瀆茂樹君） 佐野慶一君。

●14番議員（佐野慶一君） 林議員が言っているのは分らんわけではないけど、増えていっているの、防衛費で下がっておる年もあるんやけど、そんなに極端に上がっていっておるわけじゃなくて、4兆9,000億円、4兆8,000億円とか、5兆円とか、社会保障に比べたら少ないと、社会保障費のほうが、かなり金額的に多いと。ちょっと、林議員の質問で気になったので。余りにも毎年ようけ予算が組まれよるのに下がっておるといのは、ちょっとおかしいなと思ったので。

○副議長（永瀆茂樹君） よろしいですか。

〔佐野慶一君、うなずく〕

---

○副議長（永瀆茂樹君） 以上で通告のありました6名の一般質問は終わりましたので、これをもちまして一般質問を終了いたします。

お諮りします。議案調査のため6月14日から6月18日までの5日間、休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（永瀆茂樹君） 異議なしと認めます。したがって、6月14日から6月18日までの5日間、休会とすることに決定しました。なお、次回本会議は6月19日、午前10時、本議場において再開いたしますので、御出席をお願いいたします。



す。本日はこれをもって散会といたします。

午後 3 時 8 分散会

---

平成30年第2回藍住町議会定例会会議録（第3日）

平成30年6月19日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	喜田 修	9 番議員	小川 幸英
2 番議員	古川 義夫	10 番議員	林 茂
3 番議員	安藝 広志	11 番議員	奥村 晴明
4 番議員	鳥海 典昭	12 番議員	平石 賢治
5 番議員	矢部 幸一	13 番議員	森 志郎
6 番議員	徳元 敏行	14 番議員	佐野 慶一
7 番議員	西岡 恵子	15 番議員	永濱 茂樹
8 番議員	西川 良夫	16 番議員	森 彪

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 大塚 浩三                      局長補佐 山瀬 佳美

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	奥田 浩志
副町長	加藤 弘道
教育長	青木 秀明
教育次長	森 伸二
会計管理者	森 美津子
総務課長	梯 達司
福祉課長	高田 俊男
企画政策課長	斉藤 秀樹
税務課長	藤本 伸

健康推進課長	佐野 正洋
社会教育課長	近藤 孝公
住民課長	賀治 達也
生活環境課長	東條 芳重
建設課長	高木 律生
経済産業課長	近藤 政春
上下水道課長	森 隆幸
保健センター所長	高田 和子

## 5 議事日程

### (1) 議事日程 (第3号)

- 第1 発議第13号 藍住町議会会議規則の一部改正について
- 第2 奥村清明議員に対する再度、議員辞職勧告動議
- 第3 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第4 議会運営委員会及び各委員会における所管事務等に関する閉会中の  
継続調査申出書について

平成30年藍住町議会第2回定例会会議録

6月19日

午前10時開議

○議長（森彪君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

昨日、18日午前7時58分頃、大阪府で震度6弱の地震があり、4人が死亡され330人を超えるけが人がありました。

今朝も震度4の地震があるなど余震が続いています。

亡くなられた方への御冥福をお祈りすると同時に負傷された皆様の1日も早い御回復をお祈り申し上げます。

○議長（森彪君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

監査委員から毎月実施した例月出納検査の結果について、議長あて報告書が提出されておりますので、御報告いたしておきます。

○議長（森彪君） これより、日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（森彪君） 日程第1、発議第13号「藍住町議会会議規則の一部改正について」を議題とします。事務局長に議案を朗読させます。

大塚事務局長。

◎議会事務局長（大塚浩三君） （議案を朗読する）

○議長（森彪君） 提出者であります佐野慶一君から提案理由の説明を求めます。

佐野慶一君。

〔14番 佐野慶一君登壇〕

●14番議員（佐野慶一君） ただいま、議長から提案理由の説明を求められましたので、提案理由の説明をいたします。

発議第13号、「藍住町議会会議規則の一部改正について」は、議会における欠席の届出の取扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席届出について、藍住町議会会議規則第2条に「議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。」という事項を新たに規定するものであります。

以上、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（森彪君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（森彪君） 質疑なしと認めます。

○議長（森彪君） これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（森彪君） 討論なしと認めます。

○議長（森彪君） これから、発議第13号「藍住町議会会議規則の一部改正について」を採決します。

お諮りします。発議第13号「藍住町議会会議規則の一部改正について」は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第13号「藍住町議会会議規則の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（森彪君） 日程第2、「奥村晴明議員に対する再度、議員辞職勧告動議」を議題といたします。この動議は所定の賛成者がありますので成立しております。

地方自治法第117条の議長及び議員の除斥に該当いたしますので、奥村晴明君の除斥を求めます。

〔奥村議員、退場をする〕

○議長（森彪君） 提出者であります林茂君から説明を求めます。

林茂君。

〔10番 林茂君登壇〕

●10番議員（林茂君） 議長から提出の理由を求められましたので、ただいまから説明いたします。藍住町議会議長、森彪殿。提出者、藍住町議会議員、林茂。賛成者、小川幸英議員、同、古川義夫議員、同、喜田修議員、同、西岡恵子議員であります。奥村晴明議員に対する再度、議員辞職勧告動議であります。

次の理由により、藍住町議会会議規則第14条の規定により提出します。理由、奥村晴明議長は、4月15日午後7時頃、自分の乗用車で酒気帯び運転を行い板野署の署員に摘発された。議長が逮捕されるという大きな問題で議会の信頼と品位を

傷つけた。奥村清明議長は15日に摘発されて、新聞に報道されるまで、議会に報告もなく隠し続けた責任は重大です。

町議会は、27日に臨時会を開き、奥村清明議長が提出した議長辞職願を全会一致で許可した。奥村清明議員に対する議員辞職勧告の動議も提出され、全会一致で可決した。議長は辞任したが、いまだ議員は辞職していません。新聞報道でも「議長を辞任したので、当然町議も辞めるものとばかり思っていた。」「藍住町議会に求められることは、議会改革よりまず議員の意識改革だと指摘された。」記者が話を聞こうとすると「もう、かんまんてえ。」と逃れ、「幕引きを図ろうとしているのか、反省しているようには感じられない。」と厳しい指摘がされました。

議員辞職については「支持者と相談している。」と明言を避けてきましたが、町民の間からは、議員を続けるべきだという声は聞かれません。

この1か月間、奥村議員に対する辞職勧告を可決した臨時議会報告を配布し、多くの町民の方から意見を伺いました。「議長が飲酒運転、議員にも職員にも示しがつかんな。」「町長と議長は藍住町の2枚看板、議長が飲酒運転では、町の顔が丸つぶれ。」「議員1人が悪ければ、議会全体が悪くなり、町民の信頼はなくなる。」「議員が、かばい合うのは良くない。」「法律に違反したら、潔く議員を辞めるのが当たり前だ。」「民間であればすぐ首になる。辞めんのは議員の特権か。」「議員をしたかったら一度議員は辞めて、次の選挙に出たらいい。」「松茂町の議員は飲酒運転で辞めた。藍住町は辞めんのはおかしい。」「国会もいい加減だ。せめて藍住町議会は良識を示してほしい。」など厳しい批判が出されています。

議員は町民から選ばれた代表です。町政の監視役としての役目を果たしていかなければならない立場にありながら、しかも議長に2度就任しており政治的、道義的責任は免れることはできません。

本当に心から町民の信頼を回復したいのであれば、少なくとも信頼を回復するまでの間は、自ら議員の身分を返上すること。再度、議員辞職を勧告するものです。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

●12番議員（平石賢治君） 出しとんで。何回するん。

○議長（森彪君） これから、「奥村清明議員に対する再度、議員辞職勧告動議」の件について質疑を行います。質疑は、ありませんか。

森志郎君。

●13番議員（森志郎君） ただいまの奥村議員に対する辞職勧告決議の提案に対

し、質疑をいたします。

去る4月15日、奥村議員が酒気帯び運転により、板野警察署に摘発される事案が発生いたしました。道路交通法を含む法令は、当然、遵守すべきものであり、我々議員はその範を示す立場にあります。ましてや当時、奥村議員は議会を代表する議長の立場であり、町議会の信頼を失墜させた行為は、誠に遺憾であり、許されないものであります。

このため、町議会として、去る4月27日に臨時会を開き、議長辞職の許可と議員辞職勧告決議を全会一致で可決したわけであります。奥村議員も、この議会の議決を重く受け止めるとともに、出处進退は本人に委ねられたわけであります。

しかし、本日、再度、議員辞職勧告が提出されました。先の臨時会の議決から、ふた月を経てない状況で、なぜ、再度の辞職勧告を行わなければならないのか。

町民の付託を受けた議員に、辞職勧告を突きつけるという行為は、重大な判断を議会として行ったものと、私は認識しております。ましてや、全会一致、全議員の総意でこれを行ったわけであり、状況に変化がない中で、かつ、短期間のうちに、続けて提案されることに、私は非常に違和感を覚えております。

ついては、なぜ、複数回にわたって議員辞職勧告を行うのか、また、臨時議会での決定をどのように考えているのか、提出者に答弁を求めます。

○議長（森彪君） 提出者であります林茂君に答弁を求めます。

林茂君。

●10番議員（林茂君） 1つは、やはり臨時会で、全体で議決をした。このことは、非常に重大な議会での議決であります。しかもその後、奥村議員は、出处進退については、何ら明言をしていない。先ほど私が、町民の声を紹介いたしました。辞めなくていいという声は全然聞けませんでした。この点から再度、この議会に提出をしました。以上です。

○議長（森彪君） 森志郎君。

●13番議員（森志郎君） ただいまの答弁は、到底、納得できるものではありません。議員は選挙によって有権者から権能を付託され、法律によってその任期が定められております。その議員に対して、他の議員が辞職勧告するという行為は、非常に重いものであり、重大な判断であります。そして、町議会としては、既にその決定を行っているわけであります。

誤解のないように申し上げるが、私は、この度の事案に対し、辞職勧告決議がお

かしいとか、間違っていると言っているわけではありません。実際に、先の臨時会では、私も決議に賛成しており、奥村議員はこれを重く受け止める必要があります。

しかし、辞職勧告決議というものは、軽々に繰り返して行うものではありません。辞職をしないから繰り返して勧告する、などというそんな単純な話で、勧告決議を捉えてほしくない、そう申し上げているのであります。

訴訟法の世界には「一事不再理」という言葉があります。もちろん、これが議会議事に当てはまらないことは重々承知の上であります。

しかし、先の臨時会によって、既に判断は、本人に委ねられている状態であるにもかかわらず、再度提起するということは、先の臨時会の議決は一体何だったのか、と言わざるを得ません。

更には、勧告を繰り返す、濫用することで、逆に、勧告そのものの重さを失わせる、そういった懸念さえ生じるのであります。

今回の摘発事案に対しては、冒頭、申し上げたとおり、遺憾であり、許されないものであります。ただ、私の意思表示は、先の臨時会の採決において行っております。議会が一度議決したとはどういうものなのか、十分考えを巡らせていただきたいということを申し上げ、私の質疑を終わります。

○議長（森彪君） 小川幸英君。

●9番議員（小川幸英君） 林議員に御質問いたします。全国でこういう不信任議案を何回も出したという例はあるのでしょうか。

○議長（森彪君） 林茂君。

●10番議員（林茂君） 全国で議員の不祥事が起こっております。この件については、度々マスコミでも取り上げられました。原則としては、全会一致で議決したらその結果どうであったかということが検証されなければならない。その検証結果を見て、再度それが実行されていなかったら次の議会に出すというのは、当然議員の権利がありますし、町民の声であります。少し調べてください。今10回出されている市もあります。以上です。

○議長（森彪君） 佐野慶一君。

●14番議員（佐野慶一君） ただいまの森議員から「辞職勧告決議案を軽々に何度も行うことでない。」私もそのとおりだと思います。ただ、私はそれ以前に1点確認をしておきたいことがあります。林議員から提出された奥村議員への再度、議員辞職勧告動議の中に議長が逮捕されるという大きな問題と書かれております。今



提案理由の説明の中で、演壇でも口頭で言うておられました。私が聞いておるところでは、逮捕されていないと聞いております。逮捕というのは、身体を強制的に拘束し、拘留すること。強制的というのは、手錠を掛けて、腰紐を付けられて、留置場に留め置くことを言うのです。これ大変なことですよ。逮捕と検挙の違いは。逮捕されたと書かれておる。あの、これ奥村議員に入場してもらって、事実か事実でないか確認してもらえますか。議長。

○議長（森彪君） 今、佐野慶一君から聞いてくれということですので、奥村清明君の入場を許可いたします。

〔奥村議員、入場する〕

○議長（森彪君） 奥村清明君にお尋ねをいたします。佐野慶一君から今問題になっております動議の取り扱いについて、この中で、逮捕ということが書かれているわけですが、その当時、逮捕されましたか。答弁をお願いします。

●11番議員（奥村清明君） この度は、私の酒気帯び運転によりまして、支持者の皆さん、町民、そして議会の皆さんに大きな迷惑をお掛けしましたことをこの場で再度深くおわび申し上げたいと思います。

議長から、言われました逮捕ということでございますけれど、4月15日の7時頃、警察の車に呼び止められましてアルコールの検知をいたしました。数値が少し基準より上がっているということで、赤切符をきられました。その後は、「知り合いの方か、もしくは代行運転の車を呼んで帰宅してください。」ということございまして逮捕とは身柄を拘束されるのが逮捕だとそう思っているのですが、私自身はそういう認識は持っておりません。以上です。

○議長（森彪君） はい、分かりました。奥村清明君の除斥を求めます。

〔奥村議員、退場をする〕

○議長（森彪君） 佐野慶一君。

●14番議員（佐野慶一君） 理由の中で「議長が逮捕されたという大きな問題で」と2行目、3行目に書かれております。演壇でも発言しました。

今、奥村議員から回答を得ましたけれども逮捕されていないということです。なぜ、この動議の理由の中に、逮捕という言葉が記載されたのか、なおかつ演壇でも発言されました。先の臨時会では、逮捕という言葉は一切使われておりませんでした。

しかし、今回は逮捕という言葉が使われております。これは、意図的に事実を反する逮捕という言葉を使ったと、そう言わざるを得ません。意識的にしたのでない

かと。もちろん、奥村議員の道路交通違反は許されないことであり、私も遺憾であると思っております。議会としても、先の臨時会において全会一致で辞職勧告議案を可決しております。しかしながら、議員を辞職しないからといって、再度辞職勧告を動議する、しかも事実と違う逮捕という言葉を使って議論をあおるような行為は、到底許されないことでもあります。これは、奥村議員を個人的に攻撃しようとする悪意すら感じます。

ここに林茂の宅急便というチラシがあります。これ議長、皆さんに配っていただけますか。コピーしてあるので。お願いします。

○議長（森彪君） 小休します。

午前10時25分小休

---

〔小休中にチラシ配布〕

---

午前10時28分再開

○議長（森彪君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

●14番議員（佐野慶一君） 今、林茂の宅急便というチラシが皆さんのお手元に配布されましたけれど、このチラシの表も裏も奥村議員に対する非難攻撃の一色であります。徳島新聞社が承諾しているかどうか知りませんが、徳島新聞の記事もそのままコピーされております。これが、町内の各家庭に配布されております。このチラシの中で小川議員の辞職勧告決議案に対する賛成討論、要旨という記載がされております。ここに、小川議員の4月27日臨時会における賛成討論の抜粋がここに書かれております。その中に、「議長が逮捕されてという大きな問題で信頼と品位を傷つけた。」とあります。これは、どういうことかと思ひ会議録を調べたのですが、小川議員は、この逮捕という言葉は一切使っておりません。議事録で確認いたしました。なぜ、小川議員の使っていない言葉を林茂の宅急便にあたかも発言したように記載し、しかも各家庭に配られております。これは、奥村議員を陥れるための悪意でしたんちがう。どうですか。

私も奥村議員の今回の事案、真摯に反省を求めます。しかし、林議員の虚偽の情報を流すという処方には憤りすら感じます。ここまでする必要はあるのか。

林議員、あなたこそ議員として品格を問われるのでないですか。奥村議員に対する人権侵害及び名誉毀損に当たると思うんですけど。まあ、このチラシについては、

場外の話なので辞職勧告の話に戻しますが、繰り返しになりますが、この動議に事実と反する逮捕という言葉を書いて、議員の皆さんの賛同をあおっております。こういう議案で審議せえとは、とても無理。審議できません。どうですか、林議員。答弁をお願いします。

○議長（森彪君） 林茂君。

●10番議員（林茂君） いろいろ言われました。一般的には、警察に呼び止められて捕まることを逮捕と言うのです。

●14番議員（佐野慶一君） ふざけるな。ほんなんどこにあるん。ほんな、あほげたこと。これが答弁。議長。

○議長（森彪君） 佐野慶一君。

●14番議員（佐野慶一君） もってのほかじゃ。懲罰に値するような発言じゃ。どういことですか。ほな、あの一時停止、シートベルト、信号無視、みなこれ止められて切符きられたら逮捕ですか。懲罰に値するよ。

○議長（森彪君） 今、議論をされておりますが、奥村晴明君に対する辞職勧告動議の中に議長が逮捕されるという文言が入っております。このまま議決するわけにはいきませんので、議会運営委員会の中で、もう一度議論をしていただきたいと思っております。小休いたします。

午前10時32分小休

---

〔小休中に議会運営委員会開催〕

---

午後1時9分再開

○議長（森彪君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

林議員に奥村議員に対する再度、議員辞職勧告動議についての謝罪を求めます。  
林茂君。

〔10番 林茂君登壇〕

●10番議員（林茂君） それでは、謝罪文について発言をさせていただきます。  
今議会で、奥村晴明議員に対する議員辞職勧告の動議を提出しました。その提案の中で、「議長が逮捕されるという大きな問題で議会の信頼と品位を傷つけた。」と文言を記載しました。奥村晴明議長逮捕の記載は、議会の中でも間違いだと厳しく指摘されました。御指摘のとおり、この逮捕という文言は、事実と反していまし

た。今後このようなことがないようにいたします。議会と議員、理事者の皆様には貴重な時間を費やしましたことを心からお詫びをいたします。奥村議員に対しては逮捕されるという文言の記載は、奥村議員の名誉に関わる重大なことであり不適切な文言を使ったことに対して心からお詫び申し上げます。

今回、奥村議員に対する議員辞職勧告の動議を提出しましたが、以上のような間違いがありましたので深くお詫び申し上げ提出を取下げいたします。

○議長（森彪君） 平成30年6月5日、林茂君から提出された「奥村晴明議員に対する再度、議員辞職勧告動議」について、撤回したいとの申出がありました。

「奥村晴明議員に対する再度、議員辞職勧告動議撤回の件」を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

「奥村晴明議員に対する再度、議員辞職勧告動議撤回の件」を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、「奥村晴明議員に対する再度、議員辞職勧告動議撤回の件」を議題にします。林茂君から「奥村晴明議員に対する再度、議員辞職勧告動議撤回」の理由の説明を求めます。

林茂君。

●10番議員（林茂君） 議長からの指摘がありましたように今回の辞職勧告動議の提出は取下げをいたします。以上です。

○議長（森彪君） お諮りします。ただいま議題となっています「奥村晴明議員に対する再度、議員辞職勧告動議撤回の件」を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

したがって、「奥村晴明議員に対する再度、議員辞職勧告動議撤回の件」を許可することに決定しました。

○議長（森彪君） 奥村晴明君の入場を許可します。

〔奥村議員、入場する〕

---

○議長（森彪君） 日程第3、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。

お諮りいたします。本件はお手元にお配りいたしました意見のとおり、天谷法祐氏、伊<sup>✓</sup>鈴子氏については適任であるとの答申をいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、お手元にお配りいたしました意見のとおり答申することに決定いたしました。

---

○議長（森彪君） 日程第4、最後に、「委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。

各委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

○議長（森彪君） ここで、議会閉会前の御挨拶を高橋町長からお願いいたします。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 6月議会閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思えます。去る5日の開会から、本日までの15日間にわたり御審議いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

また、この間、一般質問等におきまして、議員各位から、高齢者対策を始めとす

る福祉や教育問題、ふるさと納税、商工業や防災、住環境問題など、幅広い分野において、貴重な御意見、御提言を賜りましたこと、重ねてお礼を申し上げます。

今後も、議会を始め町民の皆様の御理解を頂きながら住民福祉の向上のため行政の執行に努めてまいりたいと存じますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

なお、この後、総合文化ホール特別委員会では、建築現場の視察を行っていただくこととしております。また、全員協議会では、幼稚園及び小学校の給食業務の民間委託について御説明を申し上げる予定としておりますのでよろしくお願いいたします。

これから本格的な夏を迎えてまいります。どうか御自愛をいただきますよう、お願い申し上げますとともに、皆様の御健勝をお祈りいたしまして、閉会の挨拶いたします。ありがとうございました。

---

○議長（森彪君） 以上で、本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

議員、理事者各位におかれましては、御協力、誠にありがとうございました。これを持ちまして、平成30年第2回藍住町議会定例会を閉会いたします。

午後1時19分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

藍住町議会議長 森 彪

藍住町議会副議長 永濱 茂樹

会議録署名議員 喜田 修

会議録署名議員 古川 義夫